

工 事 設 計 書 等

工事設計書等のダウンロードにあたって

知り得た情報は、関東地方整備局以外の者の権利を含む場合があるため、ダウンロードを行った個人又は法人における1次利用に限るものとし、有償無償に関わらず「第三者への提供行為※」を行わないでください。

※「他の第三者への提供行為」・・・PDFデータのまま、あるいは、紙に出力して等の手段に関わらず、ダウンロードを行った個人又は法人以外の他者による2次利用につながる一切の行為を指します。

国土交通省 関東地方整備局
宇都宮国道事務所

鏡

1. 工事名

工事名	R 8・9 国道 4 号利根川新橋補修工事
工事地名	自:埼玉県久喜市栗橋北 至:茨城県古河市中田

2. 工事内容

1) 発注年月	令和 8 年 7 月	1 2) 設 計 年 月	令和 8 年 8 月
2) 事務所名	宇都宮国道事務所 管理第二課	1 3) 機械損料一括補正	0 労務費一括割増 0%
3) 工事番号	2026070026	1 4) 単価適用年月	2026 年 8 月
4) 契約区分	国債（翌債を含む）の分任官	1 5) 歩掛適用年月	2026 年 8 月
5) 変更回数	0 回	1 6) 前請負工事費	0
6) 主 工 種	橋梁保全工事	1 7) 前請負代金額	0
7) 工 事 量		1 8) 調 整 区 分	0
8) 工 期	513 日間 自 令和 8 年 10 月 1 日 (当初) 至 令和 10 年 2 月 25 日 (0 回変更) 至 年 月 日	1 9) 共通仮設費対象額	
9) 施 工 県	埼玉県	2 0) 現場管理費対象額	
1 0) 地 区	大宮地区	2 1) 一般管理費等対象額	
1 1) 河川・路線	一般国道 4 号	2 2) 処 分 費 等	1,175
		2 3) 公 告 日	令和 8 年 7 月 16 日
		2 4) 入 札 締 切 日	年 月 日

3. 予算科目

1) 予算科目 :	2) 目 :	3) 目の細分 :	4) 事業名 :

設計内訳書

工事名	R 8 ・ 9 国道 4 号利根川新橋補修工事 (当 初)					事業区分	道路維持・修繕		
						工事区分	橋梁保全工事		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
橋梁保全工事			式	1		116,990,051			
橋梁付属物工			式	1		9,270,060			
伸縮継手工			式	1		6,368,590			
止水材設置 (1)	車道部	m	37.8	114,000	4,309,200				単-1号
止水材設置 (2)	地覆部(車道側)	箇所	5	71,800	359,000				単-2号
止水材設置 (3)	地覆部(歩道側)	箇所	2	75,470	150,940				単-3号
止水材設置 (4)	地覆部(歩道側)	箇所	5	51,380	256,900				単-4号
止水材設置 (5)	歩道部	m	3.5	369,300	1,292,550				単-5号
排水施設工			式	1		2,376,270			
排水管取替 (1)	排水管 φ 150 ステンレス加工管	m	2	65,210	130,420				単-6号
排水管取替 (2)	排水管 φ 150 ステンレス加工管	m	2	64,090	128,180				単-7号
排水管取替 (3)	排水管 φ 150 スパイル直管	m	15	28,710	430,650				単-8号

設計内訳書

工事名	R 8 ・ 9 国道 4 号利根川新橋補修工事 (当 初)					事業区分	道路維持・修繕		
						工事区分	橋梁保全工事		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
排水管取替 (4)		排水管 φ 150 スパイラル直管	m	2	31,390	62,780			単-9号
排水管取替 (5)		排水管 φ 150 スパイラル直管	m	5	32,320	161,600			単-10号
排水管取替 (6)		排水管 φ 150 スパイラル直管	m	49	28,640	1,403,360			単-11号
排水管取替 (7)		排水管 φ 150 スパイラル直管	m	2	29,640	59,280			単-12号
橋梁用防護柵工			式	1		330,300			
橋梁用防護柵 【夜間】		横断防止柵	m	30	11,010	330,300			単-13号
橋梁用高欄工			式	1		194,900			
橋梁用高欄防護柵 (1)			m	2	19,490	38,980			単-14号
橋梁用高欄防護柵 (2)			m	8	19,490	155,920			単-15号
橋梁補修工			式	1		13,349,104			
亀裂補修工			式	1		12,571,000			
亀裂補修			式	1		12,571,000			内-1号

設計内訳書

工事名	R 8 ・ 9 国道 4 号利根川新橋補修工事 (当 初)					事業区分	道路維持・修繕		
						工事区分	橋梁保全工事		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
断面修復工			式	1		778, 104			
左官工法		1構造物当り修復延べ 体積 0. 2m3 ポリマーセメント モルタル 鉄筋ケレン・鉄 筋防錆処理有	構造物	1	775, 800	775, 800			単-16号
コンクリート殻積込・運搬(断面修復工)		コンクリート殻(無筋)	m3	0. 2	5, 649	1, 129			単-17号
殻処分		コンクリート殻(無筋)	m3	0. 2	5, 875	1, 175			単-18号
現場塗装工			式	1		2, 493, 600			
橋梁塗装工			式	1		831, 200			
部分塗替塗装 (1)		一般内面	m2	1	207, 800	207, 800			単-19号
部分塗替塗装 (2)		一般外面	m2	3	207, 800	623, 400			単-20号
塗膜除去工			式	1		1, 662, 400			
部分塗膜除去 (1)		一般内面	m2	1	415, 600	415, 600			単-21号
部分塗膜除去 (2)		一般外面	m2	3	415, 600	1, 246, 800			単-22号

設計内訳書

工事名	R 8 ・ 9 国道 4 号利根川新橋補修工事 (当 初)					事業区分	道路維持・修繕		
						工事区分	橋梁保全工事		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
構造物撤去工			式	1		5,482,687			
既設下部工検査路撤去工			式	1		5,302,400			
既設検査路撤去 (1)【夜間】		橋梁点検車施工	箇所	4	1,097,000	4,388,000			単-23号
既設検査路撤去 (2)		高所作業車施工	箇所	6	152,400	914,400			単-24号
運搬処理工			式	1		180,287			
現場発生品運搬		防護柵、排水管、検査路鋼材	式	1		180,287			内-2号
仮設工			式	1		86,394,600			
足場工			式	1		85,188,600			
足場 (1)		床版補強足場	式	1		28,416,020			内-3号
足場 (2)		ﾊﾞｰﾈﾙ足場	式	1		55,066,280			内-4号
登り桟橋			式	1		1,706,300			内-5号
交通管理工			式	1		1,206,000			

設計内訳書

工事名	R 8 ・ 9 国道 4 号利根川新橋補修工事 (当 初)					事業区分	道路維持・修繕		
						工事区分	橋梁保全工事		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
交通誘導警備員 (1)			式	1		648, 000			内-6号
交通誘導警備員 (2)【夜間】			式	1		558, 000			内-7号
直接工事費			式	1		116, 990, 051			
共通仮設費			式	1		16, 512, 225			
共通仮設費			式	1		953, 225			
技術管理費			式	1		64, 225			
道路施設基本データ作成費用			式	1		64, 225			内-8号
現場環境改善費（率計上）			式	1		889, 000			
共通仮設費（率計上）			式	1		15, 559, 000			
純工事費			式	1		133, 502, 276			
現場管理費			式	1		59, 088, 000			
工事原価			式	1		192, 590, 276			

設計内訳書

工事名	R 8 ・ 9 国道 4 号利根川新橋補修工事	(当 初)				事業区分	道路維持・修繕		
						工事区分	橋梁保全工事		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
一般管理費等			式	1		32, 519, 724			
工事価格			式	1		225, 110, 000			
消費税相当額			式	1		22, 511, 000			
工事費計			式	1		247, 621, 000			

一式当たり内訳書

亀裂補修
第 1号内訳書

単価使用年月	2026. 08
歩掛使用年月	2026. 08
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
橋りょう世話役		人	100	41, 500	4, 150, 000			
橋りょう特殊工		人	120	37, 800	4, 536, 000			
普通作業員		人	150	25, 900	3, 885, 000			
合 計					12, 571, 000			

一式当たり内訳書

現場発生産品運搬
第 2号内訳書

単価使用年月	2026. 08
歩掛使用年月	2026. 08
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
現場発生産品及び支給品運搬	トラック[クレーン装置付]通称2t積級 吊能力2.9t 有り 20.0km以下	t	8.18	11,840	96,851			CB010410
現場発生産品及び支給品積込み・荷卸し	トラック[クレーン装置付]通称2t積級 吊能力2.9t	t	8.18	10,200	83,436			CB010420
合 計					180,287			

一式当たり内訳書

足場
第 3号内訳書 (1)

単価使用年月	2026. 08
歩掛使用年月	2026. 08
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
【A1～P1】								
足場工（床版補強工用）	桁高1.5m以上 2月	m 2	980	6, 913	6, 774, 740			WB431360 単一 39号
朝顔（床版補強工用）	両側朝顔 2月	m 2	980	931	912, 380			WB431370 単一 40号
防護工（床版補強工用）	両側朝顔 シート張防護 2月	m 2	980	235	230, 300			WB431380 単一 41号
【P4～P5】								
足場工（床版補強工用）	桁高1.5m以上 1.1月	m 2	680	6, 404	4, 354, 720			WB431360 単一 42号
朝顔（床版補強工用）	両側朝顔 1.1月	m 2	680	886	602, 480			WB431370 単一 43号
防護工（床版補強工用）	両側朝顔 シート張防護 1.1月	m 2	680	197	133, 960			WB431380 単一 44号
【P5～P6】								
足場工（床版補強工用）	桁高1.5m以上 1.2月	m 2	680	6, 461	4, 393, 480			WB431360 単一 45号
朝顔（床版補強工用）	両側朝顔 1.2月	m 2	680	891	605, 880			WB431370 単一 46号
防護工（床版補強工用）	両側朝顔 シート張防護 1.2月	m 2	680	201	136, 680			WB431380 単一 47号

一式当たり内訳書

足場
第 3号内訳書 (1)

単価使用年月	2026. 08
歩掛使用年月	2026. 08
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
【P6～P7】								
足場工（床版補強工用）	桁高1.5m以上 1.3月	m 2	680	6, 517	4, 431, 560			WB431360 単一 48号
朝顔（床版補強工用）	両側朝顔 1.3月	m 2	680	896	609, 280			WB431370 単一 49号
防護工（床版補強工用）	両側朝顔 シート張防護 1.3月	m 2	680	205	139, 400			WB431380 単一 50号
【P7～P8】								
足場工（床版補強工用）	桁高1.5m以上 1.1月	m 2	680	6, 404	4, 354, 720			WB431360 単一 42号
朝顔（床版補強工用）	両側朝顔 1.1月	m 2	680	886	602, 480			WB431370 単一 43号
防護工（床版補強工用）	両側朝顔 シート張防護 1.1月	m 2	680	197	133, 960			WB431380 単一 44号
合 計					28, 416, 020			

一式当たり内訳書

足場
第 4号内訳書 (2)

単価使用年月	2026. 08
歩掛使用年月	2026. 08
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
【P1～P2】								
システム（パネル式）吊足場工	1.5m以上 1230円 43.2円 1.1月	m 2	711	14,610	10,387,710			WB436420 単一 51号
【P2～P3】								
システム（パネル式）吊足場工	1.5m以上 1230円 43.2円 1.1月	m 2	711	14,610	10,387,710			WB436420 単一 51号
【P3～P4】								
システム（パネル式）吊足場工	1.5m以上 1230円 43.2円 1月	m 2	711	14,500	10,309,500			WB436420 単一 52号
【P8～P9】								
システム（パネル式）吊足場工	1.5m以上 1230円 43.2円 1.2月	m 2	687	14,710	10,105,770			WB436420 単一 53号
【P9～P10】								
システム（パネル式）吊足場工	1.5m以上 1230円 43.2円 0.8月	m 2	485	14,290	6,930,650			WB436420 単一 54号
【P10～A2】								
システム（パネル式）吊足場工	1.5m以上 1230円 43.2円 0.8月	m 2	486	14,290	6,944,940			WB436420 単一 54号

一式当たり内訳書

第 4号内訳書 足場 (2)

單僱使用年月	2026. 08
步掛使用年月	2026. 08
勞務調整係數	1. 000-00-00-2-0

[illegible]

一式当たり内訳書

登り栈橋
第 5号内訳書

単価使用年月	2026. 08
歩掛使用年月	2026. 08
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
【P5橋脚】								
登り栈橋工（箇所）	設置・撤去・損料 1. 3月 8. 185m	箇所	1	325, 100	325, 100			WB470760 単一 55号
【P6橋脚】								
登り栈橋工（箇所）	設置・撤去・損料 1. 4月 7. 535m	箇所	1	301, 500	301, 500			WB470760 単一 56号
【P7橋脚】								
登り栈橋工（箇所）	設置・撤去・損料 1. 2月 7. 512m	箇所	1	296, 200	296, 200			WB470760 単一 57号
【P8橋脚】								
登り栈橋工（箇所）	設置・撤去・損料 1. 2月 7. 102m	箇所	1	280, 000	280, 000			WB470760 単一 58号
【P9橋脚】								
登り栈橋工（箇所）	設置・撤去・損料 0. 9月 6. 648m	箇所	1	256, 300	256, 300			WB470760 単一 59号
【P10橋脚】								
登り栈橋工（箇所）	設置・撤去・損料 0. 9月 6. 411m	箇所	1	247, 200	247, 200			WB470760 単一 60号

一式当たり内訳書

登り栈橋
第 5号内訳書

単価使用年月	2026. 08
歩掛使用年月	2026. 08
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
合 計					1, 706, 300			

一式当たり内訳書

交通誘導警備員
第 6号内訳書 (1)

単価使用年月	2026. 08
歩掛使用年月	2026. 08
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
交通誘導警備員B		人日	36	18, 000	648, 000			WB010212 単一 61号
合 計					648, 000			

一式当たり内訳書

第 7号内訳書

單僱使用年月	2026. 08
步掛使用年月	2026. 08
勞務調整係數	1. 000-00-00-2-50

[illegible]

一式当たり内訳書

道路施設基本データ作成費用
第 8号内訳書

単価使用年月	2026. 08
歩掛使用年月	2026. 08
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
技術員		人	1. 75	36, 700	64, 225			
合 計					64, 225			

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.08 2026.08 1.000-00-00-2-0	
単一1号	止水材設置 (1)	車道部	単位	m	数量	1	単価	114,000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
【材料】								
目地止水材		車道部	m	1	31,800	31,800		
※歩掛見積参考資料公表対象								
【労務】								
止水材設置		車道部	m	1	82,200	82,200	WYB00008	
※歩掛見積参考資料公表対象								
計						114,000		
単価						114,000	円／m	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.08 2026.08 1.000-00-00-2-0	
単-2号	止水材設置 (2)	地覆部(車道側)	単位	箇所	数量	1	単価	71,800
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
【材料】								
シール材		シリコーン系 プライマー含む	L	0.189	6,000	1,134		
バックアップ材		ウレタンフォーム	L	1.163	450	523.35		
【労務】								
止水材設置		地覆部(車道側)	m	0.775	90,500	70,137.5	WYB00009	
※歩掛見積参考資料公表対象								
計						71,794.85		
単価						71,800	円／箇所	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.08 2026.08 1.000-00-00-2-0	
単-3号	止水材設置 (3)	地覆部(歩道側)	単位	箇所	数量	1	単価	75,470
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
【材料】								
シール材		シリコーン系 プライマー含む	L	2.92	6,000	17,520		
バックアップ材		ウレタンフォーム	L	17.4	450	7,830		
【労務】								
止水材設置		地覆部(歩道側)	m	0.58	86,400	50,112	WYB00010	
※歩掛見積参考資料公表対象								
計						75,462		
単価						75,470	円／箇所	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 08 2026. 08 1. 000-00-00-2-0	
単-4号	止水材設置 (4)	地覆部(歩道側)	単位	箇所	数量	1	単価	51,380
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
【材料】								
シール材		シリコーン系 プライマー含む	L	0.146	6,000	876		
バックアップ材		ウレタンフォーム	L	0.87	450	391.5		
【労務】								
止水材設置		地覆部(歩道側)	m	0.58	86,400	50,112	WYB00011	
※歩掛見積参考資料公表対象								
計						51,379.5		
単価						51,380	円／箇所	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.08 2026.08 1.000-00-00-2-0	
単-5号	止水材設置 (5)	歩道部	単位	m	数量	3.577	単価	369,300
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
【材料】								
乾式止水材		Type-200	m	3.577	50,300	179,923.1		
止水コゑムハッギン		YN型-160	m	3.852	27,600	106,315.2		
端部シヤハツ蓋		Mタイプ	セット	1	24,200	24,200		
止水材付属品			m	3.577	65,500	234,293.5		
※止水材付属品 歩掛見積参考資料公表対象								
【労務】								
止水材設置		歩道部	m	3.577	217,000	776,209	WYB00012	
※歩掛見積参考資料公表対象								
計						1,320,940.8		
単価						369,300	円/m	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.08 2026.08 1.000-00-00-2-0	
単一6号	排水管取替 (1)	排水管 φ150 ステンレス加工管	単位	m	数量	2.489	単価	65,210
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
【材料】								
加工管R1		SUS304 ステンレス φ150 L=2.489m EPDM含む	本	1	96,400	96,400		
取付金具S1		SS400 EPDM含む	組	2	18,100	36,200		
ボルトナット		M12×45(2W) 溶融亜鉛メッキ	本	12	30.4	364.8		
※加工管、取付金具 歩掛見積参考資料公表対象								
【労務】								
既設排水管撤去			m	2.352	6,667	15,680.78	WYB00014 単一 25号	
排水管設置		有り	m	2.489	5,483	13,647.18	CB473320	
※既設排水管撤去 歩掛見積参考資料公表対象								
計						162,292.76		
単価						65,210	円/m	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.08 2026.08 1.000-00-00-2-0	
単一7号	排水管取替 (2)	排水管 φ150 ステンレス加工管	単位	m	数量	2.584	単価	64,090
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
【材料】								
加工管R2		SUS304 ステンレス φ150 L=2.584m EPDM含む	本	1	98,600	98,600		
取付金具S1		SS400 EPDM含む	組	2	18,100	36,200		
ボルトナット		M12×45(2W) 溶融亜鉛メッキ	本	12	30.4	364.8		
※加工管、取付金具 歩掛見積参考資料公表対象								
【労務】								
既設排水管撤去			m	2.441	6,667	16,274.14	WYB00002 単一 26号	
排水管設置		有り	m	2.584	5,483	14,168.07	CB473320	
※既設排水管撤去 歩掛見積参考資料公表対象								
計						165,607.01		
単価						64,090	円/m	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 08 2026. 08 1. 000-00-00-2-0	
単一8号	排水管取替 (3)	排水管 φ 150 スパ イラル直管	単位	m	数量	15. 535	単価	28, 710
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
【材料】								
直管 (P1-1)		SUS304 スパ イラル φ 150 L=3. 167m EPDM含む	本	2	24, 500	49, 000		
直管 (P1-2)		SUS304 スパ イラル φ 150 L=3. 067m EPDM含む	本	3	24, 000	72, 000		
取付金具S2		SS400 EPDM含む	組	10	14, 300	143, 000		
ボルトナット		M12×45 (2W) 溶融亜鉛メッキ	本	60	30. 4	1, 824		
※直管2種、取付金具 歩掛見積参考資料公表対象								
【労務】								
既設排水管撤去			m	14. 23	6, 667	94, 871. 41	WYB00003 単一 27号	
排水管設置		有り	m	15. 535	5, 483	85, 178. 4	CB473320	
※既設排水管撤去 歩掛見積参考資料公表対象								
計						445, 873. 81		

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.08 2026.08 1.000-00-00-2-0	
単一8号	排水管取替 (3)	排水管 φ150 スパイラル直管	単位	m	数量	15.535	単価	28,710
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
単価						28,710	円/m	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.08 2026.08 1.000-00-00-2-0	
単一9号	排水管取替 (4)	排水管 φ150 スパイラル直管	単位	m	数量	2.634	単価	31,390
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
【材料】								
直管(P2)		SUS304 スパイラル φ150 L=2,634m EPDM含む	本	1	22,000	22,000		
取付金具S2		SS400 EPDM含む	組	2	14,300	28,600		
ボルトナット		M12×45(2W) 溶融亜鉛メッキ	本	12	30.4	364.8		
※直管、取付金具 歩掛見積参考資料公表対象								
【労務】								
既設排水管撤去			m	2.589	6,667	17,260.86	WYB00004 単一 28号	
排水管設置		有り	m	2.634	5,483	14,442.22	CB473320	
※既設排水管撤去 歩掛見積参考資料公表対象								
計						82,667.88		
単価						31,390	円/m	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.08 2026.08 1.000-00-00-2-0	
単一10号	排水管取替 (5)	排水管 φ150 スパ イラル直管	単位	m	数量	5.934	単価	32,320
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
【材料】								
直管 (P1-3)		SUS304 スパ イラル φ150 L=2,967m EPDM含む	本	2	23,500	47,000		
取付金具S3		SS400 EPDM含む	組	4	18,400	73,600		
ボルトナット		M12×45 (2W) 溶融亜鉛メッキ	本	24	30.4	729.6		
※直管、取付金具 歩掛見積参考資料公表対象								
【労務】								
既設排水管撤去			m	5.682	6,667	37,881.89	WYB00005 単一 29号	
排水管設置		有り	m	5.934	5,483	32,536.12	CB473320	
※既設排水管撤去 歩掛見積参考資料公表対象								
計						191,747.61		
単価						32,320	円/m	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.08 2026.08 1.000-00-00-2-0	
単一11号	排水管取替 (6)	排水管 φ150 スパイラル直管	単位	m	数量	49.872	単価	28,640
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
【材料】								
直管 (P1-1)		SUS304 スパイラル φ150 L=3.167m EPDM含む	本	9	24,500	220,500		
直管 (P1-2)		SUS304 スパイラル φ150 L=3.067m EPDM含む	本	6	24,000	144,000		
直管 (P1-3)		SUS304 スパイラル φ150 L=2.967m EPDM含む	本	1	23,500	23,500		
取付金具S2		SS400 EPDM含む	組	32	14,300	457,600		
ボルトナット		M12×45 (2W) 溶融亜鉛メッキ	本	192	30.4	5,836.8		
※直管3種、取付金具 歩掛見積参考資料公表対象								
【労務】								
既設排水管撤去			m	45.456	6,667	303,055.15	WYB00006 単一 30号	
排水管設置		有り	m	49.872	5,483	273,448.17	CB473320	
※既設排水管撤去 歩掛見積参考資料公表対象								

1 次单価表

單僱使用年月	2026.08
步掛使用年月	2026.08
勞務調整係數	1.000-00-00-2-0

[illegible]

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.08 2026.08 1.000-00-00-2-0	
単-12号	排水管取替 (7)	排水管 φ150 スパ [®] イラル直管	単位	m	数量	2.953	単価	29,640
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
【材料】								
直管 (P3)		SUS304 スパ [®] イラル φ150 L=2.953m EPDM含む	本	1	23,500	23,500		
取付金具S2		SS400 EPDM含む	組	2	14,300	28,600		
ボルトナット		M12×45 (2W) 溶融亜鉛メッキ	本	12	30.4	364.8		
※直管、取付金具 歩掛見積参考資料公表対象								
【労務】								
既設排水管撤去			m	2.827	6,667	18,847.6	単- 31号	WYB00007
排水管設置		有り	m	2.953	5,483	16,191.29	CB473320	
※既設排水管撤去 歩掛見積参考資料公表対象								
計						87,503.69		
単価						29,640	円/m	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.08 2026.08 1.000-00-00-2-50	
単-13号	橋梁用防護柵 【夜間】	横断防止柵	単位	m	数量	1	単価	11,010
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
部材設置工（ビーム・パネル）		3m 無 有	m	1	10,330	10,330	WB810780 単一 32号	
※設置横断防止柵 歩掛見積参考資料公表対象								
部材撤去工（ビーム・パネル）		3m 無 有	m	1	675	675	WB810790 単一 33号	
計						11,005		
単価						11,010	円／m	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.08 2026.08 1.000-00-00-2-0	
単一14号	橋梁用高欄防護柵 (1)		単位	m	数量	1	単価	19,490
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
土木一般世話役			人	0.2	32,700	6,540		
普通作業員			人	0.5	25,900	12,950		
計						19,490		
単価						19,490	円／m	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.08 2026.08 1.000-00-00-2-0	
単一15号	橋梁用高欄防護柵 (2)		単位	m	数量	1	単価	19,490
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
土木一般世話役			人	0.2	32,700	6,540		
普通作業員			人	0.5	25,900	12,950		
計						19,490		
単価						19,490	円／m	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.08 2026.08 1.000-00-00-2-0	
単一16号	左官工法	1構造物当り修復延べ体積 0.2m3 ホリマーセメントモルタル 鉄筋 ケレン・鉄筋防錆処理有	単位	構造物	数量	1	単価	775,800
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
断面修復工（左官工法）		有り 0.1m3を超える 0.2m3	構造物	1	775,800	775,800	WB229210 単一 34号	
計						775,800		
単価						775,800	円／構造物	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.08 2026.08 1.000-00-00-2-0	
単一17号	コンクリート殻積込・運搬(断面修復工)	コンクリート殻(無筋)	単位	m3	数量	1	単価	5,649
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
コンクリート殻積込・運搬（断面修復工）		有り 5.5km以下 良好	m3	1	5,649	5,649	WB229220 単一 35号	
計						5,649		
単価						5,649	円／m3	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.08 2026.08 1.000-00-00-2-0	
単-18号	殻処分	コンクリート殻(無筋)	単位	m3	数量	1	単価	5,875
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費 (m 3)			m 3	1	5,875	5,875	WB020051 単一 36号	
計						5,875		
単価						5,875	円／m3	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 08 2026. 08 1. 000-00-00-2-0	
単-19号	部分塗替塗装 (1)	一般内面	単位	m2	数量	1	単価	207, 800
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
橋りょう世話役			人	2	41, 500	83, 000		
橋りょう塗装工			人	2	36, 500	73, 000		
普通作業員			人	2	25, 900	51, 800		
計						207, 800		
単価						207, 800	円／m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 08 2026. 08 1. 000-00-00-2-0	
単一20号	部分塗替塗装 (2)	一般外面	単位	m2	数量	1	単価	207, 800
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
橋りょう世話役			人	2	41, 500	83, 000		
橋りょう塗装工			人	2	36, 500	73, 000		
普通作業員			人	2	25, 900	51, 800		
計						207, 800		
単価						207, 800	円／m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 08 2026. 08 1. 000-00-00-2-0	
単-21号	部分塗膜除去 (1)	一般内面	単位	m2	数量	1	単価	415, 600
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
橋りょう世話役			人	4	41, 500	166, 000		
橋りょう塗装工			人	4	36, 500	146, 000		
普通作業員			人	4	25, 900	103, 600		
計						415, 600		
単価						415, 600	円／m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 08 2026. 08 1. 000-00-00-2-0	
単一22号	部分塗膜除去 (2)	一般外面	単位	m2	数量	1	単価	415, 600
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
橋りょう世話役			人	4	41, 500	166, 000		
橋りょう塗装工			人	4	36, 500	146, 000		
普通作業員			人	4	25, 900	103, 600		
計						415, 600		
単価						415, 600	円／m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 08 2026. 08 1. 000-00-00-2-50	
単一23号	既設検査路撤去 (1)【夜間】	橋梁点検車施工	単位	箇所	数量	1	単価	1, 097, 000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
既設検査路撤去		橋梁点検車施工	k g	673	1, 630	1, 096, 990	WYB00001 単一 37号	
※歩掛見積参考資料公表対象								
計						1, 096, 990		
単価						1, 097, 000	円／箇所	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 08 2026. 08 1. 000-00-00-2-0	
単一24号	既設検査路撤去 (2)	高所作業車施工	単位	箇所	数量	1	単価	152, 400
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
既設検査路撤去		高所作業車施工	k g	673	226. 4	152, 367. 2	WYB00016 単一 38号	
※歩掛見積参考資料公表対象								
計						152, 367. 2		
単価						152, 400	円／箇所	

参考資料（１）

参考資料（１）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 08 2026. 08 1. 000-00-00-2-0
単一25号	既設排水管撤去		単位	m	数量	10	単価 6, 667
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役			人	0. 3	32, 700	9, 810	
特殊作業員			人	0. 8	29, 000	23, 200	
普通作業員			人	0. 5	25, 900	12, 950	
トラッククレーン〔油圧伸縮ジブ型〕		最大吊上能力4． 9 t 吊	日	0. 5	39, 600	19, 800	
諸雑費（率＋まるめ） 2%			式	1		910	
計						66, 670	
単価						6, 667	円／m

参考資料（１）

参考資料（１）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.08 2026.08 1.000-00-00-2-0
単-26号	既設排水管撤去		単位	m	数量	10	単価 6,667
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役			人	0.3	32,700	9,810	
特殊作業員			人	0.8	29,000	23,200	
普通作業員			人	0.5	25,900	12,950	
トラッククレーン〔油圧伸縮ジブ型〕		最大吊上能力4.9t吊	日	0.5	39,600	19,800	
諸雑費（率+まるめ） 2%			式	1		910	
計						66,670	
単価						6,667	円/m

参考資料（１）

参考資料（１）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.08 2026.08 1.000-00-00-2-0	
単一27号	既設排水管撤去		単位	m	数量	10	単価	6,667
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
土木一般世話役			人	0.3	32,700	9,810		
特殊作業員			人	0.8	29,000	23,200		
普通作業員			人	0.5	25,900	12,950		
トラッククレーン〔油圧伸縮ジブ型〕		最大吊上能力4.9t吊	日	0.5	39,600	19,800		
諸雑費（率＋まるめ） 2%			式	1		910		
計						66,670		
単価						6,667	円／m	

参考資料（１）

参考資料（１）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.08 2026.08 1.000-00-00-2-0	
単-28号	既設排水管撤去		単位	m	数量	10	単価	6,667
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
土木一般世話役			人	0.3	32,700	9,810		
特殊作業員			人	0.8	29,000	23,200		
普通作業員			人	0.5	25,900	12,950		
トラッククレーン〔油圧伸縮ジブ型〕		最大吊上能力4.9t吊	日	0.5	39,600	19,800		
諸雑費（率+まるめ） 2%			式	1		910		
計						66,670		
単価						6,667	円/m	

参考資料（１）

参考資料（１）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.08 2026.08 1.000-00-00-2-0	
単一29号	既設排水管撤去		単位	m	数量	10	単価	6,667
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
土木一般世話役			人	0.3	32,700	9,810		
特殊作業員			人	0.8	29,000	23,200		
普通作業員			人	0.5	25,900	12,950		
トラッククレーン〔油圧伸縮ジブ型〕		最大吊上能力4.9t吊	日	0.5	39,600	19,800		
諸雑費（率＋まるめ） 2%			式	1		910		
計						66,670		
単価						6,667	円／m	

参考資料（１）

参考資料（１）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.08 2026.08 1.000-00-00-2-0	
単-30号	既設排水管撤去		単位	m	数量	10	単価	6,667
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
土木一般世話役			人	0.3	32,700	9,810		
特殊作業員			人	0.8	29,000	23,200		
普通作業員			人	0.5	25,900	12,950		
トラッククレーン〔油圧伸縮ジブ型〕		最大吊上能力4.9t吊	日	0.5	39,600	19,800		
諸雑費（率+まるめ） 2%			式	1		910		
計						66,670		
単価						6,667	円/m	

参考資料（１）

参考資料（１）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.08 2026.08 1.000-00-00-2-0	
単-31号	既設排水管撤去		単位	m	数量	10	単価	6,667
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
土木一般世話役			人	0.3	32,700	9,810		
特殊作業員			人	0.8	29,000	23,200		
普通作業員			人	0.5	25,900	12,950		
トラッククレーン〔油圧伸縮ジブ型〕		最大吊上能力4.9t吊	日	0.5	39,600	19,800		
諸雑費（率+まるめ） 2%			式	1		910		
計						66,670		
単価						6,667	円/m	

参考資料（１）

参考資料（１）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.08 2026.08 1.000-00-00-2-50	
単一32号	部材設置工（ビーム・パネル）	3m 無 有	単位	m	数量	100	単価	10,330
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
横断・転落防止柵部材設置工		ビーム・パネルのみ	m	100	967.5	96,750		
横断防止柵		P種 柵高1000mm 3.0m/スパン パネルのみ	m	100	9,360	936,000		
諸雑費（まるめ）			式	1		250		
計						1,033,000		
単価						10,330	円／m	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.08 2026.08 1.000-00-00-2-50	
単-33号	部材撤去工（ビーム・パネル）	3m 無 有	単位	m	数量	100	単価	675
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
横断・転落防止柵部材撤去工		ビーム・パネルのみ	m	100	675	67,500		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						67,500		
単価						675	円／m	

参考資料（１）

参考資料（１）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.08 2026.08 1.000-00-00-2-0	
単一34号	断面修復工（左官工法）	有り 0.1m3を超える 0.2m3	単位	構造物	数量	1	単価	775,800
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
土木一般世話役			人	5.6	32,700	183,120		
特殊作業員			人	10.6	29,000	307,400		
普通作業員			人	5.6	25,900	145,040		
ポリマーセメントモルタル			m ³	0.236	379,000	89,444		
諸雑費（率＋まるめ） 8%			式	1		50,796		
計						775,800		
単価						775,800	円／構造物	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 08 2026. 08 1. 000-00-00-2-0	
単-35号	コンクリート殻積込・運搬（断面修復工）	有り 5.5km以下 良好	単位	m ³	数量	10	単価	5,649
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
普通作業員			人	1.3	25,900	33,670		
ダンプトラック運転		良好	日	0.61	37,400	22,814	WK220710 単一 64号	
諸雑費（まるめ）			式	1		6		
計						56,490		
単価						5,649	円／m ³	

参考資料 (1)

單個使用年月	2026.08
步掛使用年月	2026.08
勞務調整係數	1.000-00-00-2-0

[illegible]

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 08 2026. 08 1. 000-00-00-2-50	
単一37号	既設検査路撤去	橋梁点検車施工	単位	k g	数量	1, 000	単価	1, 630
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
橋りょう世話役			人	1. 54	62, 250	95, 865		
橋りょう特殊工			人	6. 15	56, 700	348, 705		
普通作業員			人	1. 54	38, 850	59, 829		
橋梁点検車作業料金		BT400					WYB00013	
			日	1. 54	702, 000	1, 081, 080	単一 65号	
諸雑費（率＋まるめ） 9%			式	1		44, 521		
計						1, 630, 000		
単価						1, 630	円／k g	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.08 2026.08 1.000-00-00-2-0	
単-38号	既設検査路撤去	高所作業車施工	単位	k g	数量	1,000	単価	226.4
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
橋りょう世話役			人	0.77	41,500	31,955		
橋りょう特殊工			人	3.08	37,800	116,424		
普通作業員			人	0.77	25,900	19,943		
高所作業車運転		トラック架装・伸縮アーム・フック付フォーム型 床高8~9.9m	日	0.77	55,770	42,942	WYB00017 単一 66号	
諸雑費（率+まるめ） 9%			式	1		15,136		
計						226,400		
単価						226.4	円／k g	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.08 2026.08 1.000-00-00-2-0	
単－39号	足場工（床版補強工用）	桁高1.5m以上 2月	単位	m 2	数量	1	単価	6,913
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
橋りょう特殊工			人	0.153	37,800	5,783		
足場材損料			月	2	565	1,130		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						6,913		
単価						6,913	円／m 2	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.08 2026.08 1.000-00-00-2-0	
単-40号	朝顔（床版補強工用）	両側朝顔 2月	単位	m 2	数量	1	単価	931
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
橋りょう特殊工			人	0.022	37,800	831		
足場材損料			月	2	50	100		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						931		
単価						931	円／m 2	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.08 2026.08 1.000-00-00-2-0	
単-41号	防護工（床版補強工用）	両側朝顔 シート張防護 2月	単位	m 2	数量	1	単価	235
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
橋りょう特殊工			人	0.004	37,800	151		
シート張防護材損料			月	2	42	84		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						235		
単価						235	円／m 2	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.08 2026.08 1.000-00-00-2-0	
単－42号	足場工（床版補強工用）	桁高1.5m以上 1.1月	単位	m ²	数量	1	単価	6,404
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
橋りょう特殊工			人	0.153	37,800	5,783		
足場材損料			月	1.1	565	621		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						6,404		
単価						6,404	円／m ²	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.08 2026.08 1.000-00-00-2-0	
単-43号	朝顔（床版補強工用）	両側朝顔 1.1月	単位	m ²	数量	1	単価	886
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
橋りょう特殊工			人	0.022	37,800	831		
足場材損料			月	1.1	50	55		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						886		
単価						886	円／m ²	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.08 2026.08 1.000-00-00-2-0	
単-44号	防護工（床版補強工用）	両側朝顔 シート張防護 1.1月	単位	m ²	数量	1	単価	197
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
橋りょう特殊工			人	0.004	37,800	151		
シート張防護材損料			月	1.1	42	46		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						197		
単価						197	円／m ²	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.08 2026.08 1.000-00-00-2-0	
単-45号	足場工（床版補強工用）	桁高1.5m以上 1.2月	単位	m ²	数量	1	単価	6,461
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
橋りょう特殊工			人	0.153	37,800	5,783		
足場材損料			月	1.2	565	678		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						6,461		
単価						6,461	円／m ²	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.08 2026.08 1.000-00-00-2-0	
単-46号	朝顔（床版補強工用）	両側朝顔 1.2月	単位	m 2	数量	1	単価	891
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
橋りょう特殊工			人	0.022	37,800	831		
足場材損料			月	1.2	50	60		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						891		
単価						891	円／m 2	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.08 2026.08 1.000-00-00-2-0	
単-47号	防護工（床版補強工用）	両側朝顔 シート張防護 1.2月	単位	m 2	数量	1	単価	201
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
橋りょう特殊工			人	0.004	37,800	151		
シート張防護材損料			月	1.2	42	50		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						201		
単価						201	円／m 2	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.08 2026.08 1.000-00-00-2-0	
単－48号	足場工（床版補強工用）	桁高1.5m以上 1.3月	単位	m ²	数量	1	単価	6,517
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
橋りょう特殊工			人	0.153	37,800	5,783		
足場材損料			月	1.3	565	734		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						6,517		
単価						6,517	円／m ²	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.08 2026.08 1.000-00-00-2-0	
単－49号	朝顔（床版補強工用）	両側朝顔 1.3月	単位	m 2	数量	1	単価	896
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
橋りょう特殊工			人	0.022	37,800	831		
足場材損料			月	1.3	50	65		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						896		
単価						896	円／m 2	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.08 2026.08 1.000-00-00-2-0	
単-50号	防護工（床版補強工用）	両側朝顔 シート張防護 1.3月	単位	m ²	数量	1	単価	205
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
橋りょう特殊工			人	0.004	37,800	151		
シート張防護材損料			月	1.3	42	54		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						205		
単価						205	円／m ²	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.08 2026.08 1.000-00-00-2-0	
単一51号	システム（パネル式）吊足場工	1.5m以上 1230円 43.2円 1.1月	単位	m 2	数量	1	単価	14,610
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
橋りょう特殊工			人	0.24	37,800	9,072		
足場材賃料			月	1.1	3,923.05	4,315		
トラック運転		システム（パネル式）吊足場	日	0.028	43,370	1,214	WK430630 単一 67号	
諸雑費（まるめ）			式	1		9		
計						14,610		
単価						14,610	円／m 2	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.08 2026.08 1.000-00-00-2-0	
単-52号	システム（パネル式）吊足場工	1.5m以上 1230円 43.2円 1月	単位	m 2	数量	1	単価	14,500
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
橋りょう特殊工			人	0.24	37,800	9,072		
足場材賃料			月	1	4,210.42	4,210		
トラック運転		システム（パネル式）吊足場	日	0.028	43,370	1,214	WK430630 単一 67号	
諸雑費（まるめ）			式	1		4		
計						14,500		
単価						14,500	円／m 2	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.08 2026.08 1.000-00-00-2-0	
単-53号	システム（パネル式）吊足場工	1.5m以上 1230円 43.2円 1.2月	単位	m 2	数量	1	単価	14,710
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
橋りょう特殊工			人	0.24	37,800	9,072		
足場材賃料			月	1.2	3,683.57	4,420		
トラック運転		システム（パネル式）吊足場	日	0.028	43,370	1,214	WK430630 単一 67号	
諸雑費（まるめ）			式	1		4		
計						14,710		
単価						14,710	円／m 2	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.08 2026.08 1.000-00-00-2-0	
単一54号	システム（パネル式）吊足場工	1.5m以上 1230円 43.2円 0.8月	単位	m 2	数量	1	単価	14,290
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
橋りょう特殊工			人	0.24	37,800	9,072		
足場材賃料			月	0.8	5,000.7	4,000		
トラック運転		システム（パネル式）吊足場	日	0.028	43,370	1,214	WK430630 単一 67号	
諸雑費（まるめ）			式	1		4		
計						14,290		
単価						14,290	円／m 2	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.08 2026.08 1.000-00-00-2-0	
単一55号	登り栈橋工（箇所）	設置・撤去・損料 1.3月 8.185m	単位	箇所	数量	1	単価	325,100
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
橋りょう特殊工			人	6.671	37,800	252,163		
登り栈橋損料			月	1.3	56,086.76	72,912		
諸雑費（まるめ）			式	1		25		
計						325,100		
単価						325,100	円／箇所	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.08 2026.08 1.000-00-00-2-0	
単-56号	登り栈橋工（箇所）	設置・撤去・損料 1.4月 7.535m	単位	箇所	数量	1	単価	301,500
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
橋りょう特殊工			人	6.141	37,800	232,129		
登り栈橋損料			月	1.4	49,514.63	69,320		
諸雑費（まるめ）			式	1		51		
計						301,500		
単価						301,500	円／箇所	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.08 2026.08 1.000-00-00-2-0	
単一57号	登り栈橋工（箇所）	設置・撤去・損料 1.2月 7.512m	単位	箇所	数量	1	単価	296,200
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
橋りょう特殊工			人	6.122	37,800	231,411		
登り栈橋損料			月	1.2	53,938.66	64,726		
諸雑費（まるめ）			式	1		63		
計						296,200		
単価						296,200	円／箇所	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.08 2026.08 1.000-00-00-2-0	
単-58号	登り栈橋工（箇所）	設置・撤去・損料 1.2月 7.102m	単位	箇所	数量	1	単価	280,000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
橋りょう特殊工			人	5.788	37,800	218,786		
登り栈橋損料			月	1.2	50,994.72	61,193		
諸雑費（まるめ）			式	1		21		
計						280,000		
単価						280,000	円／箇所	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.08 2026.08 1.000-00-00-2-0	
単一59号	登り栈橋工（箇所）	設置・撤去・損料 0.9月 6.648m	単位	箇所	数量	1	単価	256,300
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
橋りょう特殊工			人	5.418	37,800	204,800		
登り栈橋損料			月	0.9	57,182.4	51,464		
諸雑費（まるめ）			式	1		36		
計						256,300		
単価						256,300	円／箇所	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.08 2026.08 1.000-00-00-2-0	
単一60号	登り栈橋工（箇所）	設置・撤去・損料 0.9月 6.411m	単位	箇所	数量	1	単価	247,200
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
橋りょう特殊工			人	5.225	37,800	197,505		
登り栈橋損料			月	0.9	55,143.86	49,629		
諸雑費（まるめ）			式	1		66		
計						247,200		
単価						247,200	円／箇所	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.08 2026.08 1.000-00-00-2-0	
単一61号	交通誘導警備員B		単位	人日	数量	1	単価	18,000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
交通誘導警備員B			人	1	18,000	18,000		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						18,000		
単価						18,000	円／人日	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.08 2026.08 1.000-00-00-2-50	
単一62号	交通誘導警備員A		単位	人日	数量	1	単価	28,800
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
交通誘導警備員A			人	1	28,800	28,800		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						28,800		
単価						28,800	円／人日	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 08 2026. 08 1. 000-00-00-2-50	
単－63号	交通誘導警備員 B		単位	人日	数量	1	単価	27, 000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
交通誘導警備員 B			人	1	27, 000	27, 000		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						27, 000		
単価						27, 000	円／人日	

参考資料（２）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 08 2026. 08 1. 000-00-00-2-0	
単-64号	ダンプトラック運転	良好	単位	日	数量	1	単価	37, 400
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
運転手（一般）			人	0. 89	27, 400	24, 386		
軽油			L	19. 2	145	2, 784		
ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]		通称 4 t 積級	供用日	1. 02	9, 760	9, 955		
ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]		タイヤ(供用日当り)	供用日	1. 02	268	273		
諸雑費（まるめ）			式	1		2		
計						37, 400		
単価						37, 400	円／日	

参考資料（２）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.08 2026.08 1.000-00-00-2-50	
単一65号	橋梁点検車作業料金	BT400	単位	日	数量	1	単価	702,000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
橋梁点検車		BT-400(賃料)夜間	日	1	702,000	702,000		
計						702,000		
単価						702,000	円／日	

参考資料（２）

参考資料（２）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.08 2026.08 1.000-00-00-2-0	
単一66号	高所作業車運転	トラック架装・伸縮フォーム・フック付フォーム型 床高8~9.9m	単位	日	数量	1	単価	55,770
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
運転手（一般）			人	1	27,400	27,400		
軽油			L	17	145	2,465		
高所作業車（トラック架装リフト車）		フォーム型・幅広デッキ旋回タイプ 最大地上高8~10m未満	日	1.4	18,500	25,900		
諸雑費（まるめ）			式	1		5		
計						55,770		
単価						55,770	円／日	

参考資料（２）

参考資料（２）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.08 2026.08 1.000-00-00-2-0	
単-67号	トラック運転	システム（パネル式）吊足場	単位	日	数量	1	単価	43,370
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
運転手（特殊）			人	1	31,700	31,700		
軽油			L	25	145	3,625		
トラック〔クレーン装置付〕		通称4～4.5t積級 吊能力2.9t	日	1.14	7,050	8,037		
諸雑費（まるめ）			式	1		8		
計						43,370		
単価						43,370	円／日	

(当 初) 請負工事費計算書

(1)直接工事費	――	116, 990, 051
(2)共通仮設費	――	16, 512, 225
(3)純工事費	――	133, 502, 276

(1)+(2)

(4)現場管理費	――	59, 088, 000
(5)工期延長等に伴う現場維持等の費用	――	0

(6)工事原価	――	192, 590, 276
----------	----	---------------

(3)+(4)+(5)+(18)

(7')一般管理費等(計上額)	――	32, 519, 724
-----------------	----	--------------

(8')その他費目計	――	0
------------	----	---

(9)業務委託料等	――	0
------------	----	---

(10)工事価格	――	225, 110, 000
----------	----	---------------

(6)+(7')+(8')+(9) (万円未満切り捨て)

(11)消費税相当額	――	22, 511, 000
------------	----	--------------

(12)請負工事価格	――	247, 621, 000
------------	----	---------------

(10)+(11)

(13)入札書比較価格	――	225, 110, 000
-------------	----	---------------

(請負工事費の100/110)

(14)調査基準価格	――	223, 993, 000
------------	----	---------------

(15)調査基準価格の100/110	――	203, 630, 000
--------------------	----	---------------

(万円未満切り捨て)

(16)工場製作純工事費	――	0
--------------	----	---

(17)工場管理費	――	0
-----------	----	---

(18)工場製作原価	――	0
------------	----	---

(16)+(17)

((7)一般管理費等(計算額)	32, 528, 497	)
------------------	--------------	---

共通仮設費

主たる工種						
単独（追加工事）： 橋梁保全工事			合算工事： 0			
対象工事費	116,990,051	直接工事費	116,990,051	準備費	0	事業損失 0
対象工事費に含まれる全処分費額		単独（追加工事）	1,175	現工事	0	合算工事 0
非対象額計（一）		0				
管理費区分1		0	（橋梁、PC桁、門扉、ポンプ等購入費）			
管理費区分2, 7		0	（工場原価）			
管理費区分5		0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9		0	（間接費非対象額）			
管理費区分T		0	（全処分費等のうち3%または3000万円を超える額）			
対象額 支給品（+）		0				
無償貸付機械評価額（+）		0				
共通仮設費対象額						
単独（追加工事）		116,990,051		現工事	0	合算工事 0
全処分費等を除く共通仮設費対象額		116,988,876			0	0
共通仮設費（率分）						
率（補正前）		9.5 %		0 %		
施工地域等補正		1.4	ICT施工補正	1		
率（補正後）		13.3 %				
計上額		15,559,000		0		0
比較結果						
	当該追加工事	A				
	0	0			調整工事計上額	0

共通仮設費

現場環境改善費対象工事費	116,988,876	直接工事費	116,990,051		
非対象額計（一）	1,175				
管理費区分1	0	（橋梁、PC桁、門扉、ポンプ等購入費）			
管理費区分2,7	0	（工場原価）			
管理費区分5	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9	0	（間接費非対象額）			
管理費区分T	1,175	（直接工事費に含まれる処分費等）			
対象額支給品（+）	0				
無償貸付機械評価額（+）	0				
現場環境改善費対象額（P i）					
単独（追加工事）	116,988,876	現工事	0	合算工事	0
現場環境改善費					
率（補正前）	0.76 %		0 %		0 %
施工地域等補正	市街地以外				
率（補正後）	0.76 %				
計上額	889,000		0		0
比較結果	当該追加工事	A		調整工事計上額	0
	0	0			

共通仮設費

共通仮設費（積上分）	64,225				
運搬費	0	準備費	0	事業損失防止施設費	0
安全費	0	役務費	0	技術管理費	64,225
営繕費	0	現場環境改善費	0		
共通仮設費計					16,512,225

現場管理費

単独（追加工事）純工事費	133,502,276	単独（追加工事）直接工事費	116,990,051	単独（追加工事）共通仮設費	16,512,225
非対象額計（－）	0				
管理費区分2，7	0	（工場原価）			
管理費区分5	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9	0	（間接費非対象額）			
管理費区分T	0	（全処分費等のうち3％または3000万円を超える額）			
対象額　支　給　品（＋）	0				
無償貸付機械等評価額（＋）	0				
現場管理費対象純工事費					
単独（追加工事）	133,502,276	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く	133,501,101		0		0
現場管理費対象純工事費（調整工事入力で使用）					
率（補正前）	36.88％		0％		0％
施工地域等補正	1.2				
施工時期補正	0％	熱中症補正	0％	ICT施工補正	1
緊急工事補正	0％				
砂防・地すべり補正	0％		0％		
率（補正後）	44.26％		0％		
計上額	59,088,000		0		0
			8,284,048（工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額）		
比較結果　当該追加工事	A				
0	0			調整工事計上額	0

一般管理費等（当初）

事務所名	宇都宮国道事務所 管理第二課	工事番号	2026070026	第 0 回変更
発注年月	令和08年07月	契約区分	国債（翌債を含む）の分任官	主工種
				橋梁保全工事

工事原価	192,590,276				
純工事費	133,502,276	現場管理費	59,088,000	工期延長等に伴う現場維持費	0
非対象額計（一）	0				
管理費区分9	0	（支給品を除く間接費非対象額）			
管理費区分T	0	（全処分費等のうち3％または3000万円を超える額）			
一般管理費等対象工事原価					
単独（追加工事）	192,590,276	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く					
一般管理費等対象工事原価	192,589,101	現工事	0	合算工事	0
（調整工事入力で使用）					
前払金支出割合による補正係数	1	現工事			
財団法人等による補正係数	1				
契約保証に係る一般管理費対象工事原価	192,590,276				
契約保証に係る補正值	0.04 %				
一般管理費率					
単独（追加工事）	16.85 %	現工事	0 %	合算工事	0 %
一般管理費	32,519,724				
業務委託料等	0				
調査基準価格	223,993,000				
調査基準価格の100/110	203,630,000	（ 90.46 %）			

工 事 数 量 総 括 表

工 事 名 R 8 ・ 9 国道 4 号利根川新橋補修工事

国土交通省 関東地方整備局
宇都宮国道事務所 管理第二課

工事数量総括表

工事名	R 8 ・ 9 国道 4 号利根川新橋補修工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
橋梁保全工事		式		1		
橋梁付属物工		式		1		
伸縮継手工		式		1		
止水材設置 (1)	車道部	m		37.8		
止水材設置 (2)	地覆部(車道側)	箇所		5		
止水材設置 (3)	地覆部(歩道側)	箇所		2		
止水材設置 (4)	地覆部(歩道側)	箇所		5		
止水材設置 (5)	歩道部	m		3.5		
排水施設工		式		1		
排水管取替 (1)	排水管 φ 150 ステンレス加工管	m		2		
排水管取替 (2)	排水管 φ 150 ステンレス加工管	m		2		

工事数量総括表

工事名	R 8 ・ 9 国道 4 号利根川新橋補修工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
排水管取替 (3)	排水管 φ 150 スパ°イワ直管	m		15		
排水管取替 (4)	排水管 φ 150 スパ°イワ直管	m		2		
排水管取替 (5)	排水管 φ 150 スパ°イワ直管	m		5		
排水管取替 (6)	排水管 φ 150 スパ°イワ直管	m		49		
排水管取替 (7)	排水管 φ 150 スパ°イワ直管	m		2		
橋梁用防護柵工		式		1		
橋梁用防護柵 【夜間】	横断防止柵	m		30		
橋梁用高欄工		式		1		
橋梁用高欄防護柵 (1)		m		2		
橋梁用高欄防護柵 (2)		m		8		
橋梁補修工		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 8 ・ 9 国道 4 号利根川新橋補修工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
亀裂補修工		式		1		
亀裂補修		式		1		
断面修復工		式		1		
左官工法	1構造物当り修復延べ体積 0.2m3 ポリマーセメントモルタル 鉄筋ケレン・鉄筋防錆処理有	構造物		1		
コンクリート殻積込・運搬(断面修復工)	コンクリート殻(無筋)	m3		0.2		
殻処分	コンクリート殻(無筋)	m3		0.2		
現場塗装工		式		1		
橋梁塗装工		式		1		
部分塗替塗装 (1)	一般内面	m2		1		
部分塗替塗装 (2)	一般外面	m2		3		
塗膜除去工		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 8 ・ 9 国道 4 号利根川新橋補修工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
部分塗膜除去 (1)	一般内面	m2		1		
部分塗膜除去 (2)	一般外面	m2		3		
構造物撤去工		式		1		
既設下部工検査路撤去工		式		1		
既設検査路撤去 (1) 【夜間】	橋梁点検車施工	箇所		4		
既設検査路撤去 (2)	高所作業車施工	箇所		6		
運搬処理工		式		1		
現場発生品運搬	防護柵、排水管、検査路鋼材	式		1		
仮設工		式		1		
足場工		式		1		
足場 (1)	床版補強足場	式		1		

工事数量総括表

工事名	R 8 ・ 9 国道 4 号利根川新橋補修工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
足場 (2)	ハコ足場	式		1		
登り栈橋		式		1		
交通管理工		式		1		
交通誘導警備員 (1)		式		1		
交通誘導警備員 (2)【夜間】		式		1		
直接工事費		式		1		
共通仮設費		式		1		
共通仮設費		式		1		
技術管理費		式		1		
道路施設基本データ作成費用		式		1		
現場環境改善費 (率計上)		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 8 ・ 9 国道 4 号利根川新橋補修工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
共通仮設費 (率計上)		式		1		
純工事費		式		1		
現場管理費		式		1		
工事原価		式		1		
一般管理費等		式		1		
工事価格		式		1		
消費税相当額		式		1		
工事費計		式		1		

R 8 ・ 9 国道 4 号利根川新橋補修工事

特記仕様書

令和 8 年 7 月

国土交通省関東地方整備局

宇都宮国道事務所

第 1 編 共通編

第 1 章 総則

第 1 条 適用

1. この特記仕様書は、関東地方整備局土木工事共通仕様書(令和 8 年度版)(以下「共通仕様書」という。)という特記仕様書で、本工事の施工に適用する。
2. この工事の施工にあたっての一般的事項は、共通仕様書によるものとする。
3. この特記仕様書に添付されていない別紙様式等については以下 URL よりダウンロードするものとする。
URL <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000015.html>
4. 本工事における「条件明示」については、別紙ー 1「明示項目および明示事項」に記載のとおりとする。

第 2 条 主任技術者等

本工事の主任技術者又は監理技術者は、受注者が提出した競争参加資格確認申請書に記述した配置予定の技術者でなければならない。

第 3 条 主任技術者等の専任期間

1. 契約締結日の翌日から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の設置を要しない。
2. 契約締結日の翌日から現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。
3. 工事完成後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。)、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日(例:「完成通知書」等における日付)とする。
4. 主任技術者又は監理技術者が技術研鑽のための研修、講習、試験等で短期間工事現場を離れる場合は、適切な施工ができる体制を確保したうえで、監督職員の承諾を得るものとする。

第 4 条 専任特例 1 号の場合の監理技術者又は主任技術者の配置

本工事は、建設業法第 26 条第 3 項第一号の規定の適用を受ける監理技術者又は主任技術者の配置は認めない。

第5条 専任特例2号の場合の監理技術者の配置

1. 本工事において、建設業法第26条第3項第二号の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「専任特例2号の場合の監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下の（1）～（8）の要件を全て満たさなければならない。
 - （1）建設業法第26条第3項第二号による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
 - （2）監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、専任特例2号の場合の監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
 - （3）監理技術者補佐は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
 - （4）同一の専任特例2号の場合の監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に2件までとする。なお、専任特例1号の場合の監理技術者又は主任技術者を活用した工事と兼務することは出来ない。（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについては、これら複数の工事を一の工事とみなす。）
 - （5）専任特例2号の場合の監理技術者が兼務できる工事は茨城県内及び埼玉県内の工事でなければならない。
 - （6）専任特例2号の場合の監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
 - （7）専任特例2号の場合の監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
 - （8）監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
2. 現場の安全管理体制について、平成7年4月21日付基発第267号の2「元方事業者による建設現場安全管理指針」において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者とする。」とされていることから、施工体制に留意すること。
3. 本工事の監理技術者が専任特例2号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事を予定している場合、以下の書類を提出すること。
 - 1）監理技術者補佐の資格を有する書類（一級施工管理技士等の国家資格者の合格証の写しなど）
 - 2）監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類（監理技術者資格者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料（いずれも写し可））

- 3) 専任特例2号の場合の監理技術者が兼務する工事の箇所、内容を示す書類（CORINSの写し）
4. 本工事の監理技術者が専任特例2号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事となった場合、第1項（5）～（8）について施工計画書へ記載し、提出すること。
5. 本工事において、専任特例2号の場合の監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は、コリンズ（CORINS）への登録・修正を適切に行うこと。

第6条 コリンズ（CORINS）への登録

1. 工事カルテの作成、登録については、土木工事共通仕様書「1-1-1-7コリンズ（CORINS）への登録」によるものとする。
2. 受注者は、工事受注後又は施工中において当該工事に係る悪質で不正実な行為（一括下請負等）が発覚し、指名停止の措置を受けた場合は、登録済みの工事カルテの取り下げを行うものとする。
3. 技術者の従事期間は、工期をもって登録するものとする。（余裕期間を含まないことに留意するものとする。）

第7条 コリンズ（CORINS）への位置情報の入力

土木工事共通仕様書1-1-1-7コリンズ（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、位置情報については以下のとおりとし、工事場所および座標（緯度、経度）を記載するものとする。なお、座標は、世界測地系（JGD2024）に準拠する。

起点	埼玉県久喜市栗橋北	緯度	36° 8' 31"	経度	139° 42' 12"
終点	茨城県古河市中田	緯度	36° 8' 44"	経度	139° 42' 32"

第8条 コリンズ（CORINS）への工事概要の入力

土木工事共通仕様書1-1-1-7コリンズ（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を受注時に作成するにあたり、工事概要について必須登録とし、記載例を参考にすること。

記載例）

本工事は、過年度定期点検において、Ⅲ判定（早期措置段階）に診断されている利根川新橋（下り）の橋梁補修を行うものである。

主な工種は橋梁補修工及び仮設工であり、下記数量を予定している。

橋梁補修工 1 式
 橋梁付属物工 1 式
 現場塗装工 1 式
 構造物撤去工 1 式
 仮設工 1 式

第 9 条 コリンズ（CORINS）への設計業務名及びテクリス番号の入力

土木工事共通仕様書 1-1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、設計業務名およびテクリス番号を登録すること。設計業務名およびテクリス番号については以下のとおりとする。

業務名	テクリス番号
R 2 ・ 3 宇都宮国道管内橋梁点検業務	4 0 4 0 8 4 5 9 3 4
R 5 宇都宮国道管内橋梁補修設計他業務	4 0 5 3 1 6 8 5 1 5

第 1 0 条 施工体制台帳

工事成績優秀企業に認定され、認定有効期限内に、工事発注の契約を行った工事の監理技術者、主任技術者（工事成績優秀企業に認定された下請負を含む）は、工事成績優秀企業認定マークの使用や金色帯線（黄色もしくは橙色の帯線でも可）を名札上部に印刷することが出来るものとする。

監理（主任）技術者	
写真 2cm×3cm 程 度	氏名 ○○ ○○ 工事名 ○○改良工事 工期 自○○年○○月○○日 至○○年○○月○○日 会社 ◇◇建設株式会社 印
	

注意 1）用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

注意 2）所属会社の写真とする。

第 1 1 条 調査・試験に対する協力（低入札価格調査制度調査対象工事）について

1. 契約担当官等が工事の中間において技術検査の必要を認めた場合は、速やかに監督職員の指示に従い、検査を受けなければならない。なお、検査は工事請負契約書及び共通仕様書に適用する条項に準じて行うものとする。
2. 予算決算及び会計令第 85 条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、受注者は下記の調査に協力しなければならない。

- (1) 受注者は、下請負者の協力を得て間接工事費等諸経費動向調査票(営繕工事においては共通費実態調査票)の作成を行い、工事完了後、速やかに発注者に提出するものとする。
- (2) 受注者は、提出された間接工事費等諸経費動向調査票(営繕工事においては共通費実態調査票)の費用の内訳についてヒアリング調査に応じるものとする。この場合において、受注者は下請負者についてもヒアリングに参加させるものとする。
- (3) 工事コスト調査(調査結果でも可)に係る資料は、下記のとおりとし、関東地方整備局又は宇都宮国道事務所のホームページにより公表する。
- (4) 低入札価格調査と工事コスト調査の結果に大きな乖離がある場合、又は、工事コスト調査資料の提出が無い場合には、工事成績評点を減点する場合がある。

なお、低入札価格調査対象工事については、工事コスト調査終了後に、工事成績評点を通知する。

公表資料は以下のとおり。(別紙様式—0—1～10参照)

資料名	内容
低価格理由とその詳細	当該工事が低価格で施工可能となる理由を示した資料
比較表-1	積算内訳書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表-2	積算内訳書に対する明細書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表-3	元請の手持ち資材の当初と実績の比較表
比較表-4	元請の資材購入先一覧の当初と実績の比較表
比較表-5	手持ち機械の当初と実績の比較表
比較表-6	労務者確保計画の当初と実績の比較表
比較表-7	工種別労務者配置計画の当初と実績の比較表
比較表-8	建設副産物の搬出の当初と実績の比較表
諸経費動向調査(工事費)	元請、下請の工事費内訳書

第12条 低入札契約におけるモニターカメラの設置

本工事は、予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、工事の監督補助としてモニターカメラの設置を行う対象工事とする。

なお、モニターカメラの設置費用については、発注者の負担によるものとする。

第13条 不可視部分の出来形管理について

予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、以下に示す工種の不可視部分について、ビデオカメラを用いた出来形管理を行うこととし、撮影した映像については監督職員に提出するものとする。

- ① 橋梁付属物工
- ② 橋梁補修工
- ③ 現場塗装工

第 14 条 不具合等発生時の措置

受注者は、工事施工途中に工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、又は公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。

第 15 条 工事書類の作成

1. 工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類作成マニュアル（令和 8 年 3 月）」に基づき実施するものとする。
2. 工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類スリム化ガイド（令和 8 年 3 月）」を参考に書類の電子化、受発注者間での作成書類の役割分担の明確化、書類の削減等に留意すること。
3. 「工事関係書類一覧表」（別紙様式－15）により、工事着手前に「作成書類の役割分担」、「作成書類の位置付け」に関して「協議」するものとする。
また、「協議」の内容を変更する場合は、改めて、受発注者で協議を行うものとする。
4. 電子により提出、提示した書類については、検査時その他の場合においても紙での提示、提出は行わないものとする。

第 16 条 設計図書の照査

発注者は、設計図書の照査の範囲を超える資料の作成については、監督職員の指示とし、その作成費用は、設計変更の対象とする。なお、設計変更の対象については、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和 7 年 3 月」によるものとする。

第 17 条 情報共有システムの活用

1. 本工事は、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象工事である。なお、活用にあたっては「土木工事・業務の情報共有システム活用ガイドライン」（令和 8 年 3 月版）に基づき実施すること。
2. 受注者は、本工事で使用する情報共有システムを選定し、使用する情報共有システムは次の要件を満たすものとする。
 - ・工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件（Rev5. 8）
令和 8 年 3 月版 国土交通省（国土技術政策総合研究所）
3. 監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という。）との契約は、受注者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザー ID 数、ディスク容量等の仕様やワークフロー機能の対象者等については、監督職員の確認を得た上で決定すること。

4. 受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。
- ①情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える旨
 - ②サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに受注者に連絡を行い適正な処置を行う旨
 - ③②の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督職員若しくは受注者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議の上情報共有システムの利用を停止することができる旨
5. 受注者は、監督職員等から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためのアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。

第18条 「設計・施工技術連絡会議（三者会議）」の設置

本工事は、公共工事の品質確保及び円滑な事業執行を目的として、発注者、設計者、施工者（工事受注者）の三者が工事着手前等において一堂に会して、事業目的、設計思想・条件等の情報の共有及び施工上の課題、新たな技術提案に対する意見交換等を行う「設計・施工技術連絡会議（三者会議）」（以下、「三者会議」という。）の設置対象工事であり、工事着手前に1回以上開催するものとする。

「三者会議」の運用にあたっては、「設計・施工技術連絡会議（「三者会議」）運用方針」（<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>）によるものとする。

第19条 設計審査会

本工事は、発注者と受注者が一堂に会して、現場着手前（準備期間内）に工事工程クリティカルパスの共有及び工事工程の照合（クロスチェック）を実施し、併せて協議資料作成等の受発注者間の役割分担を明確にする場、また、設計変更手続きの透明性と公正性の向上及び迅速化のため、設計変更の妥当性の審議及び設計変更等に伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「設計審査会」（以下、「審査会」という。）の設置対象工事である。

「審査会」の運用にあたっては、「設計審査会設置運用方針」

（<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>）によるものとする。

第20条 工事環境の改善

本工事の実施にあたっては、工事環境の改善に取り組むウィークリースタンスを考慮するものとする。

ウィークリースタンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html> に掲載している工事環境改善実施要領に基づき、監督職員と確認・調整した内容について取り組むものとする。

第21条 ワンデーレスポンス

1. この工事はワンデーレスポンス実施対象工事である。

・「ワンデーレスポンス」とは

受注者からの質問、協議等への回答は、基本的に「その日のうち」に指示、通知等行うよう対応する。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」に通知することである。

2. 受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議をおこなうこと。
3. 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。
4. ワンデーレスポンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html> に掲載しているワンデーレスポンス実施の手引き（令和5年12月）に基づき、取り組むものとする。
5. 効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合があるため、協力すること。

第22条 契約内容の変更手続きについて

本工事における契約内容の変更は、以下によるものとする。

- ①本工事における設計変更や契約変更は書面にに基づき行うことを徹底し、指示書・協議書があるもののみを契約変更の対象とする。
- ②受注者は、工事期間中及び工事完成後において、監督職員から契約図書の規定に違反する等の不適切な指示を受けたと思料されるときは、当該監督職員を経由せずに、事務所長へ直接又は契約担当課長経由で書面により、その旨を報告することができる。

第23条 設計図書の変更

設計変更等については、契約書第18条から第25条及び共通仕様書共通編1-1-1-17から1-1-1-19に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和7年3月」によることとする。

第24条 スライド条項

工事請負契約書第26条（スライド条項）については、物価水準の変動により請負代金が不適当となったと認められた時に、相手方に請負代金の変更を請求することができる条項となっている。

単品スライドについては、鋼材類・燃料油の他、コンクリート類、購入土などの主要工事材料も対象となるので、物価水準の変動により請負代金が不適当となった場合には、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

第25条 中東情勢の変化等による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更

1. 本工事は、供給の偏りや流通の目詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来と

する建設資材(以下、「調達検討資材」)の調達に必要となる経費(以下、「別途調達経費」)について、設計変更を行う対象工事である。

2. 受注者は、調達検討資材の追加がある場合は、監督職員と協議するものとする。
3. 受注者は、調達検討資材について別途調達経費が必要となる場合には、事前に監督職員と協議するものとする。ただし、迅速な対応が求められる場合には、口頭、ファクシミリ、電子メールなどで協議することも可能とするが、事後、遅滞なく書面により協議するものとする。

なお、別途調達経費が必要となる場合とは、以下を想定している。

- ①調達検討資材の代替資材を調達した場合
- ②調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合
- ③調達検討資材を調達した場合(ただし別途調達経費を含む)

4. 受注者は、別途調達経費に係る証明書類(実際の取引伝票等)を監督職員に提出するものとし、その別途調達経費については設計変更の対象とする。

第26条 工事現場発生品

現場発生品は下表のとおりとする。

品目	規格	単位	数量	引渡場所	運搬距離(km)	摘要
横断防護柵	柵高 1000mm 3m	t	0.317	小山高架橋	17.1km	
排水管	SGP 5B	t	1.134	小山高架橋	17.1km	
検査路鋼材		t	6.73	小山高架橋	17.1km	

なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第27条 公共建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工事実施要領(土木)

1. 本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律((平成12年法律第104号 最終改正令和4年6月17日法律68号)。以下「建設リサイクル法」という。)に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「8 解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし工事発注後に明らかになった事情により予定した条件により難しい場合は監督職員と協議するものとする。

(1) 分別解体等の方法

工程	工程	作業内容	分別解体等の方法
ご	①仮設	仮設工事	☐ 手作業
	☐ 有 ☒ 無		☐ 手作業・機械作業の併用

と 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	②土工	土工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他 (断面修復工)	その他の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用

(2) 分別解体等の方法

特定建設資材 廃棄物の種類	施設の名称	所在地	適用 (運搬距離)
コンクリート無筋殻(昼間)	鹿島道路(株) 栗橋合材製造所	埼玉県久喜市高柳 2600-1	L=5.4km

上記(2)については、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。

なお、受注者の提示する施設と異なる場合でも設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項については、監督職員と協議の上、契約変更の対象とすることができる。

(3) 受入時間

鹿島道路(株)栗橋合材製造所 : 8時00分～17時00分

(4) 受入条件

鹿島道路(株)栗橋合材製造所 : コンクリート無筋殻は径 30cm 程度以下

2. 受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。なお、書面は「建設リサイクルガイドライン(平成14年5月)」に定めた様式1〔再生資源利用計画書(実施書)〕及び様式2〔再生資源利用促進計画書(実施書)〕を兼ねるものとする。

- ・再生資源化等が完了した年月日
- ・再生資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再生資源化等に要した費用

3. 工事発注後に明らかになった事情により予定していた条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第28条 建設リサイクル法第11条通知の徹底

受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法律第104号）第11条に基づく、都道府県知事に対する通知を行った旨の書面を監督職員より受領した後に、工事着手（建設リサイクル法第10条第1項に規定する工事着手をいう。）するものとする。なお、これによりがたい場合は監督職員と協議の上決定するものとする。

第29条 施工管理

1. 本工事の施工管理は、関東地方整備局土木工事施工管理基準及び規格値（令和8年度版）によるものとする。なお、この管理基準により難しい場合及び基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。
2. 本工事の写真管理は、関東地方整備局土木工事写真管理基準（令和8年度版）によるものとする。なお、「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。

第30条 デジタル工事写真の小黑板情報電子化について

デジタル工事写真の小黑板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黑板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

工事では、以下の1. から4. の全てを実施することとする。

1. 対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」と称する）については、関東地方整備局土木工事写真管理基準（令和8年度版）（以下、写真管理基準）「2-2 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。

なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例を以下に示す。

【使用機器の事例】

デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア、（一社）施工管理ソフトウェア産業協会、< <https://www.jcomsia.org/kokuban> >.

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない

2. デジタル工事写真における小黑板情報の電子的記入

受注者は、同条 1. の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黑板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黑板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準「2-2 撮影方法」による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

3. 小黑板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準及びデジタル写真管理情報基準（以下、デジタル写真管理情報基準）に準ずるが、同条 2. に示す小黑板情報の電子的記入については、写真管理基準「2-5 写真編集等」及びデジタル写真管理情報基準「6. 写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

4. 小黑板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、同条 2. に示す小黑板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黑板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者は改ざん検知機能（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

また、下記のチェックツールを使用して信憑性確認を行い、結果を出力したものでもよい。

【チェックツールの事例】

信憑性チェックツール（一社）施工管理ソフトウェア産業協会

<<https://www.jcomsia.org/kokuban>>.

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではないなお、デジタル工事写真の小黑板情報電子化を実施しない工事写真がある場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得ること。

第 3 1 条 現場環境改善（快適トイレの設置）

1. 内容

受注者は、現場に以下の（１）～（１１）の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

（１２）～（１７）については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- （１）洋式（洋風）便器
- （２）水洗及び簡易水洗機能
（し尿処理装置付き含む）
- （３）臭い逆流防止機能
- （４）容易に開かない施錠機能

- (5) 照明設備
- (6) 衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg 以上とする）

【付属品として備えるもの】

- (7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- (8) 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- (9) サニタリーボックス
（女性用トイレに必ず設置）
- (10) 鏡と手洗器
- (11) 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- (12) 室内寸法 900mm×900mm 以上（面積ではない）
- (13) 擬音装置（機能を含む）
- (14) 着替え台
- (15) 臭気対策機能の多重化
- (16) 室内温度の調整が可能な設備
- (17) 小物置き場
（トイレットペーパー予備置き場等）

2. 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記1の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。

【快適トイレに求める機能】（1）～（6）及び【付属品として備えるもの】（7）～（11）の費用については、従来品相当を差し引いた後、57,000 円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、現場毎に必要性を協議の上、決定する。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。

3. 快適トイレの「質の向上」に要する費用

快適トイレの「質の向上」として、積算上限額を超える費用について現場環境改善費（率）を充当することができる。現場環境改善費（率）の充当を希望する場合は、上記2. の協議時に見積書を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとする。

なお、現場環境改善費（率）を充当することにより、特記仕様書に明示されたその他の費目の実施が困難な場合には、実施費目数の変更を合わせて協議することとする。

4. その他

快適トイレの手配が困難の場合は、監督職員と協議の上、本条項の対象外とする。

第32条 BIM/CIM 適用工事について

本工事は、BIM/CIM 適用工事（受注者希望型）である。受注者が希望する場合、3次元モデルの活用を提案することができる。詳細については、受発注者で協議し実施する。

（参考）3次元モデル作成の目安

詳細度	200～300程度※1 ※1 構造形式がわかるモデル～主構造の形状がわかるモデル
属性情報	3次元形状データが何を表すかを識別する情報をオブジェクトごとに属性情報として設定する（BIM/CIM 取扱要領「附属資料3 オブジェクト分類」を参照）。

1. BIM/CIM 実施計画書の作成

受発注者において、BIM/CIM の実施内容や、納品方法等を協議し決定した結果を「BIM/CIM 実施計画書」として整理し、提出する。内容に変更が生じた場合は、受発注者間で協議し、BIM/CIM 実施（変更）計画書を作成する。

また、作成した BIM/CIM 実施計画書（変更含む）に基づき、本工事を実施する。

- 1) 工事概要
- 2) 整理すべき課題
- 3) BIM/CIM の実施内容（3次元モデルの活用内容、期待する効果等）
- 4) 3次元モデルの作成仕様（作成範囲、詳細度、属性情報、別業務等で作成された3次元モデルの仕様等）
- 5) 3次元モデル作成に用いるソフトウェア、オリジナルデータの種類
- 6) 3次元モデル閲覧、データ共有ができるソフトウェアの種類、成果物の納品ファイル形式
- 7) 3次元モデルの作成・活用に要する費用

2. BIM/CIM 実施報告書の作成

BIM/CIM 実施計画書に基づき実施した内容について、BIM/CIM 実施報告書を作成する。以下の内容を BIM/CIM 実施計画書に追記して作成する。

- 8) 後段階への引継事項（データかつ用事の留意点、更なる検討が必要な内容、2次元図面との整合等）
- 9) 省人化の効果（前段階から引き継いだデータの活用により省人化した効果、3次元での検討により省人化した効果等）

3. 成果物の納品

以下の内容を納品する。様式については別添資料を参照すること。

- 1) BIM/CIM 実施計画書・見積書（変更含む）
- 2) BIM/CIM 実施報告書（3次元モデル作成引継書シート、3次元モデル照査時チ

エックシートを含む)

- 3) 作成した3次元モデル(オリジナルデータ、標準的なデータ形式(J-LandXML形式、IFC形式)、統合モデル、動画等)

4. その他

最新の情報はBIM/CIMポータルサイト(<https://www.nilim.go.jp/lab/qbg/bimcim/bimcimindex.html>)で提供されているので、適宜参照すること。

第33条 工事中の安全確保

1. 工事の施工にあたっては、関東地方整備局長が定める「重点的安全対策」について留意し、工事事故の防止を図らなければならない。

なお、令和8年度における重点的安全対策項目は以下の7項目である。

- I. 架空線等上空施設の損傷事故防止
- II. 建設機械等の稼働に関連した人身事故防止
- III. 資機材等の下敷きによる人身事故防止
- IV. 足場・法面等からの墜落事故防止
- V. 地下埋設物の損傷事故防止
- VI. 第三者の負傷・第三者車両等に対する損害
- VII. 事故防止

2. 受注者は、工事に従事する就業制限業務及び作業主任者を選任する業務における資格者のうち、資格取得後一定期間経過した資格者に対し、次に掲げる再教育の受講が推進されるよう努めるものとする。

- ①労働安全衛生法第19条の2に基づく足場組立等作業主任者等に対する能力向上教育
- ②労働安全衛生法第60条の2に基づく車両系建設機械運転従事者、移動式クレーン運転士、玉掛業務従事者等に対する危険有害業務従事者教育
- ③厚生労働省通達に基づくドラグ・ショベル運転業務従事者等に対する危険再認識教育

3. 工事の施工にあたっては、工事等の時期、工事等の方法の概要及び工事等を行なう場合における道路交通に対する措置について「道路工事保安施設設置基準(案)(令和6年2月)」に基づき監督職員へ確認を行うものとする。

4. 工事中看板、工事情報看板及び工事説明看板の記載内容及び設置箇所については、監督職員の承諾を得るものとする。

5. 工事期間中は、夜間における安全確保のため保安要員を巡回させ、道路灯、バリケード等保安施設の保安点検を行うものとする。

6. 工事期間中に配置する交通誘導警備員は、以下のとおり計上するものとする。ただし、交通管理者等との協議条件など社会的要件、現地精査に基づき配置人員の変更が必要になった場合は、監督職員と協議するものとする。

工種	作業区分	交通誘導警備員(延人数)
----	------	--------------

下記を除く全ての作業	昼間作業	38人（うち有資格誘導員 0人）
橋梁用防護柵、季節検査路撤去(1)	夜間作業	20人（うち有資格誘導員10人）

第34条 熱中症対策に資する現場管理費の補正

1. 本工事は、夏季における真夏日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に掛かる経費に関して「熱中症対策に資する現場管理費の補正」を行う試行工事である。

2. 真夏日の考え方は下記のとおりである。

（1）真夏日の定義

日最高気温が 30℃以上の日を指す。

ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が 30℃以上の場合とする。

（2）試行にあたっての真夏日の計上の考え方

下記①～③のいずれかに該当する場合、真夏日として計上する。

①環境省が公表している暑さ指数（WBGT）が日最高 25℃以上の場合。

施工現場から最寄りの環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）が 25℃以上となる日を真夏日とみなす。

②気象庁が公表している地上気象観測所の日最高気温が 30℃以上の場合。

施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温が 30℃以上の日を真夏日とする。

③夜間工事については、作業時間帯の最高気温が 30℃以上の場合。

施工現場から最寄りの観測地点における作業時間帯の最高気温が 30℃以上、又は暑さ指数（WBGT）が 25℃以上の場合を真夏日とする。

なお、休工日においては、上記に該当した場合でも真夏日としない。

上記①～③によりがたい場合は、監督職員と協議すること。

（3）工期

工事着手日から工事完成日までの期間を指す。なお、年末年始休暇 6 日間、夏季休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

（4）基準日

受発注者協議により、「基準日」を定めるものとする。「基準日」は工事着手日を基本とする。

当該「基準日」より工期末までの期間のうち、真夏日にあたる日数を算出する。

なお、夏季休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、現場休工日は含まないものとする。

（5）真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

・ 真夏日率＝基準日から工期末までの真夏日÷工期

（6）現場管理費の補正

現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。なお、補正は変更契約において行うものとする。

・補正値（％）＝真夏日率×補正係数※

※真夏日補正係数：１．２

第３５条 安全管理推進技術者等認定について

１．概要

関東地方整備局（港湾・空港部・営繕部関係を除く）が発注した工事（以下、「直轄工事」という）において、無事故で完成させた技術者に対して、「安全管理推進技術者」（以下、「認定技術者」という）として認定する

２．認定条件

対象とする技術者は、以下の条件によって認定する。

- ・直轄工事において、無事故にて完成させた「安全管理担当者」として、施工期間中、全ての工事（準備工を除く）に従事した者。なお、「安全管理担当者」とは、施工体制上、受注者が配置する「統括安全衛生責任者」、「元方安全衛生管理者」、「ずい道等救護技術管理者」、「店社安全衛生管理者」、「工事現場責任者」として安全管理に従事した者で、現場代理人または、主任（監理）技術者が兼務した場合も認定するものとする。
- ・直轄工事にて、認定技術者として過去５回認定された者については、「優秀安全管理推進技術者」（以下、「優秀認定技術者」という）として認定する。

３．認定技術者の認証

- ・認定技術者及び優秀認定技術者に認定された者については、「安全管理推進技術者認定ロゴマーク」（以下、「認定ロゴマーク」という）を「企業の名刺」、「ヘルメット貼付」等に使用（印刷、シール）することができる。
- ・紛失等による認定書の再発行は行わない。
- ・「認定ロゴマーク」については、当該地方整備局管内で行う直轄工事のみに使用でき、それに要する費用は、当該企業が負担するものとする。

４．認定技術者の認証期間

認定技術者へ授与した認証については、その使用期間に制限を設けないものとする。

５．不適切事項への措置による認証の取り扱い

認定技術者が関係する工事にて、粗雑工事等の発覚より、関東地方整備局から措置（指名停止、文書注意、口頭注意）を受けた場合であっても、過去の認証の取り消しは行わない。ただし、工事完成後、安全管理に関して不適切な事象が発覚した場合、または、不正による認定取得が確認された場合については、認定を取り消す。

第３６条 交通誘導警備員の資格

交通誘導警備員については、資格者（警備業法第２３条に規定する都・県公安委員会の行う１級又は２級検定に合格した者）１名以上を充て、他は経験１年以上の者を配置するこ

と。

なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第 37 条 路上工事の縮減等

受注者は、路上工事による交通への影響の緩和を図るため、施工方法・規制時間帯・施工日数の短縮等の検討を行い、監督職員に提出するとともに工事完了時に実施結果を提出するものとし、路上工事の縮減等に努めるものとする。

第 38 条 交通規制日数の報告

現道上での（改築・維持修繕）工事等により交通規制を実施した場合には、月毎に実交通規制日数を監督職員へ提出するものとする。（別紙－２）

第 39 条 特定調達品目の調達実績の調査について

受注者は、本工事の資材、建設機械の使用にあたっては、必要とされる強度や耐久性、機能の確保等に留意しつつ、環境物品等の調達の推進に関する基本方針に定められた国土交通省の特定調達品目（以下、「特定調達品目」という）の使用を積極的に推進するものとする。設計図書に定めがあるものについて、特定調達品目への変更が可能である場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。ただし、東日本大震災の影響により、特定調達品目の使用が困難な場合には、監督職員と協議するものとする。

受注者は、特定調達品目の調達実績の集計を行い、工事完了後に、電子データにより監督職員に提出するものとする。集計の方法については、監督職員より指示する。

第 40 条 建設機械の使用

受注者は、本工事において「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（昭和 62 年 3 月 30 日建設省経機第 58 号）に基づき、低騒音型建設機械の仕様原則を図られた場合は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。

第 41 条 ディーゼル車排出ガス規制に適合した車輛の使用

1. 受注者は、本工事現場で使用し又は使用される関係車輛（以下、本工事関係車輛という。）が、埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県 of ディーゼル車排出ガス規制条例（以下、関係法令等という。）の適用を受ける場合は、これに適合した車輛を使用しなければならない。
2. 受注者は、本工事の施工に先立ち、本工事関係車輛の「ディーゼル車排出ガス規制に適合する車輛の使用」について、関係法令等の遵守を施工計画書に記載しなければならない。
3. 受注者は、本工事関係車輛にディーゼル車を使用する場合には、車検証等のコピーを保管し、本工事関係車輛を把握しなければならない。

4. 受注者は、取締りにより本工事関係車輛に違法行為等があった場合には、直ちに監督職員に報告しなければならない。
5. 受注者は、資機材の搬出入等において、資材納入業者に関係法令等を遵守させるものとする。

第42条 工事現場管理

受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。

1. 積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
2. さし柵装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
3. 過積載車輛、さし柵装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。
4. 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行った場合、さし柵装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
5. 建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
6. 以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。

第43条 現場環境改善

1. 現場環境改善として実施する内容は、下表の計上費目ごとに1項目を実施するものとするが、現場条件等により実施が困難になった場合には、監督職員と協議するものとする。

計上費目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	1. 昇降設備の充実 2. 環境対策の充実 3. ICT設備の充実 4. 作業負荷の低減
営繕関係	1. 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） 2. 労働者宿舎の充実 3. 現場休憩所の充実（交通誘導警備員待機室を含む） 4. 衛生設備・厚生施設の充実等
安全関係	1. 孤児標識・照明等安全施設の充実 2. 盗難防止対策 3. 健康関連施設の充実 4. 野生生物・害虫対策等
地域連携	1. 広報活動等（完成予想図、パンフレット、工法説明、PR看板等） 2. 見学会・イベント等の開催（見学施設等設置・管理運営等含む） 3. 社会貢献・地域対策費等（地域行事等の経費含む） 4. 現場景観向上（美装化・デザイン看板等）

2. 現場環境改善については具体的な内容、実施時期について施工計画書に含め提出するものとする。
3. 主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策については、工事契約後、監督職

員と協議するものとし、現場環境改善費（率）の１００％を上限として設計変更の対象とする。

第４４条 工期変更

1. 工期は、雨天、休日等２２５日を見込み、契約の翌日から令和１０年２月２５日までとする。

なお、休日には、日曜日、祝日、年末年始休暇及び夏季休暇の他、作業期間内の全ての土曜日を含んでいる。

工期には、施工に必要な実日数（実働日数）に加えて以下の日数を見込んでいる。

①	準備期間	６０日間
②	後片付け期間	２０日間
③	雨休率（猛暑日補正有り） (実働工期日数に休日と天候等による作業不能日※を見込むための係数)	１．７８

※雨休率を算出した際の日換算した年間の日は以下の通りである。（当該工事の作業不能日ではない。）

イ）１日の降雨・降雪量が１０mm/日以上の日：３０日間

ロ）８時から１７時までのWBGT 値が３１以上の時間を足し合わせた日数：６日間
(少数第１位を四捨五入（整数止め）し、日数換算した日数)

過去５か年（２０２１年～２０２５年）の気象庁（宇都宮観測所）及び環境省（宇都宮地点）のデータより年間の平均発生日数を算出（雨休率を算出した際の日換算した年間の作業不能日）

路上工事抑制期間

（令和８年１２月２６日から令和９年１月３日、令和９年３月１日から令和９年３月３１日、令和９年４月２４日から令和９年５月５日、令和９年８月７日から令和９年８月１５日及び令和９年１２月２５日から令和１０年１月３日）

（上記日数は変更の場合がある）

2. 著しい悪天候や気象状況より工程（官積算）で見込んでいる「天候等による作業不能日」以上に作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。
3. 後片付け期間に検査に要する各種電子データの作成を行うことを想定しているが、更なる期間が必要な場合は、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。
4. 本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間と実工事期間を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期及び終期を任意に設定できる。なお、契約を締結するまでの間に、別紙様式-１６により、工事の始期及び終期を通知すること。

余裕期間内は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注

者の責により行うものとする。

全体工期：契約締結日の翌日から令和10年2月25日まで

※ 契約締結後において、工期の始期の変更の必要が生じた場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。
なお、条件の変更がない場合において、契約時に設定した工期の変更は行わない。

第45条 工事工程クリティカルパスの共有

受注者は、現場着手前（準備期間内）に設計図書等を踏まえた工事工程表（クリティカルパスを含む）を作成し、監督職員と共有すること。工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者（「発注者」又は「受注者」）を明確にすること。

施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受発注者間で共有することとし、工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、工期の延長が可能となる場合があるので協議すること。

- ①受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
- ②著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合
- ③工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- ④資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
- ⑤その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

第46条 工事工程表の開示の試行工事

1. 本工事は、工期設定の根拠とした工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続きなどの進捗状況を踏まえた工事工程表を開示するとともに、設計審査会等において工事工程クリティカルパスの共有や発注者が作成する工程と受注者が作成する工事工程の照合（クロスチェック）を行うことにより、適切な工期設定の取組を行う「工事工程表の開示の試行工事」である。
2. 工事契約後、設計審査会等において、「前条 工事工程クリティカルパスの共有」により作成した工事工程表を確認し、受注者・発注者間でクリティカルパスの共有を行うものとする。
3. 設計審査会等において、発注者が開示した工事工程表（別紙ー5）との照合（クロスチェック）を実施し、必要に応じて工期延伸の判断について審査を行うなど、適正な工事工程の確保に努めるものとする。
4. 本試行に関するアンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。

第47条 悪天候等により工期変更が必要となる場合の協議を簡素化する試行

1. 受注者は、著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生し、工期内に工事を完成することが困難な場合はその理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

著しい悪天候とは、当該工事の工期月の雨休率が、直近5カ年における工期月の雨休率の平均値を超える場合をいう。

工期月とは、工事着手日から工事完成予定日までの期間のうちの、工期の延長変更請求時までにかかる月（ただし、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は除く）をいう。

なお、本工事の降雨降雪日は、宇都宮観測所（気象庁のデータ）における1日の降雨・降雪量雨が10mm以上/日の日を想定している。

2. アンケート調査を行う場合は、これに協力すること。

第48条 個人情報の取扱について

（基本的事項）

1. 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）第66条第2項第1号の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（秘密の保持）

2. 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（取得の制限）

3. 受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

（利用及び提供の制限）

4. 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

（複写等の禁止）

5. 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（再委託の禁止）

6. 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。なお、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）には、受注者は当該第三者に対して、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）第66条第2項第4号に基づく個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止そ

他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じさせなければならない。
(事案発生時における報告)

7. 受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(資料等の返却等)

8. (1) 受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。なお、発注者の指示又は承諾により個人情報が記録された資料等を複写等した場合には、確実にそれらを廃棄又は消去するとともに、証明書(別紙-3)を発注者に提出しなければならない。

(2) 前項の規定は、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合(二以上の段階にわたる委託を含む。)において準用する。

(管理の確認等)

9. 発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。
また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

(管理体制の整備)

10. 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

(従事者への周知)

11. 受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第49条 施工時期及び施工時間の変更

1. 本工事の作業区分は下記によるものとする。

作業区分	施 工 区 分	標準作業時間
昼間作業	下記を除く全ての作業	8:00～17:00
夜間作業	橋梁用防護柵、既設検査路撤去(1)	20:00～ 5:00

上記については、積算上の条件明示であり、作業時間を指定するものではない。

※各々の標準作業時間には、日々の作業準備、後片付け、KY等安全活動なども含まれる。

ただし、上記区分に変更を要する場合は、監督職員と協議するものとする。

当初設計は、上記表のとおりとするが、昼間施工についても検討を行うこと。

なお、昼間施工の検討により作業時間が変更となる場合、交通管理者等との協議によ

る工程の見直しが必要となる場合及び現地条件の変更等に伴う作業効率の低下等による工期の延期が必要となる場合は、監督職員と協議することができる。

また、令和8年12月26日から令和9年1月3日、令和9年3月1日から令和9年3月31日、令和9年4月24日から令和9年5月5日、令和9年8月7日から令和9年8月15日及び令和9年12月25日から令和10年1月3日までの期間は路上工事抑制期間となるので、車線規制を必要とする工事は行ってはならない。（上記日数は変更の場合がある）

なお、この区間の工事開始の時期は監督職員の指示によるものとする。

2. 夜間作業における道路使用許可の時間帯は、20時～5時を見込んでいる。
3. 本工事は、働き方改革、熱中症予防の一環として、猛暑期間（7～8月頃）において現場施工を回避（休工や施工時間帯の変更）することについて、監督職員と協議を行うことができる。

なお、現場施工の回避に伴う工期延期については、詳細な工事スケジュールを作成し、必要に応じて設計変更の対象とする。

第50条 関係機関協議

本工事は設計協議は完了しているが、下記の関係機関協議を予定している。

1. 協議内容
施工協議
2. 協議機関
国土交通省 関東地方整備局 利根川上流河川事務所（河川）
3. 成立見込み時期
協議成立見込み時期は、令和8年11月下旬を予定している。

第51条 概算・概略数量

本工事の橋梁付属物工及び橋梁補修工の一部及び現場塗装工は、概略数量を示したものであり、詳細については、監督職員の指示によるものとする。

概算数量の対象は以下の通りとする。

工種	種別	細別	単位	数量
橋梁付属物工	橋梁用高欄工	橋梁用高欄防護柵(1)	m	2
		橋梁用高欄防護柵(2)	m	8
橋梁補修工	亀裂補修工	亀裂補修	式	1
現場塗装工	橋梁塗装工	部分塗装塗替(1)	m ²	1
		部分塗装塗替(2)	m ²	3
	塗膜除去工	部分塗膜除去(1)	m ²	1
		部分塗膜除去(2)	m ²	3

上記の当初計上については、本特記仕様書第71条によるものとする。

第52条 新技術の活用「新技術の定義」

1. 本工事は、新技術活用の促進を図ることを目的とした、新技術活用工事である。

2. 新技術の定義

新技術活用の原則化における新技術の定義は以下による。

- ①技術の成立性が技術を開発した民間事業者等により実験等の方法で確認されている技術
- ②公共工事等において実用段階に達している技術
- ③当該技術の適用範囲において従来技術に比べて活用の効果が同程度以上の技術又は同程度以上と見込まれる技術
- ④実用段階に達していない技術又は要素技術など研究開発段階にある技術であって国により導入促進を図る技術

3. 対象とする新技術

新技術活用の原則義務化の対象とする新技術は以下のとおりとする。

1) 新技術情報提供システム（NETIS）登録技術

URL : <https://www.netis.mlit.go.jp>

2) NETIS のテーマ設定型の技術比較表に掲載されている技術

3) 新技術導入促進（Ⅱ）型により活用する技術

4) 新技術のニーズ・シーズマッチングにより現場実証し、従来技術と同等以上と確認できた技術

対象とする技術は、NETIS「マッチング」に掲載された技術のうち、「普及促進技術」に該当するものとする。

なお、NETIS 掲載期間終了技術は対象外とする。

第53条 新技術の活用（施工者選定型）

1. 本工事は、施工者が原則1技術以上の新技術を選択したうえで活用を図る新技術活用工事である。

2. 本工事において、前条新技術の活用「新技術の定義」3. 対象とする新技術に示す1)～4)の技術が選定されていない場合、受注者は施工に先立ち、当該工事内容について十分把握の上、新技術を原則一つ以上選定し、監督職員の承諾を得た上で活用するものとし、活用する新技術の名称及び内容等を施工計画書に記載するものとする。活用する新技術がNETIS登録技術の場合は新技術活用計画書も提出するものとする。

3. 受注者は、選定した新技術が前条新技術の活用「新技術の定義」3. 対象とする新技術に示す（1）～（4）のいずれの新技術であるか確認できるよう、施工計画書に記載する。

4. 当該技術については、設計図書等で定められた事項に係る部分でない場合は、設計変更の対象としない

5. 受注者は、試行現場照会中の技術を活用する場合において当該技術の施工にあたりNETIS申請者が実施する「試行調査」に協力するものとする。なお、試行調査に係る費用

は NETIS 申請者が負担する。

6. 試行現場照会中の技術を活用する場合、当該工事の実施箇所において標準的に使用される技術の施工費相当額を超える費用については、試行調査に係る費用とみなし、NETIS 申請者の負担とする。
7. 受注者は、活用する新技術が情報種別記号「一VE」以外の NETIS 登録技術の場合は、当該技術の施工にあたり「活用効果調査」を行うものとする。「活用効果調査」は、「新技術情報提供システム(NETIS)」より作成し、監督職員に提出するものとする。
8. 受注者は、本工事によって知り得た当該技術に係わる情報は、監督職員の許可なく公表してはならない。

第54条 建設現場における遠隔臨場の実施

1. 建設現場における遠隔臨場の実施

「建設現場における遠隔臨場の実施」は、受注者における「段階確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者（監督員）における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）と Web 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」の遠隔臨場を行うものとする。

なお、遠隔臨場の実施にあたっては「建設現場における遠隔臨場に関する実施要領（案）R5.3」を参考に実施するものとする。

URL <https://www.mlit.go.jp/tec/content/001594449.pdf>

2. 遠隔臨場を適用する工種、確認項目

現場での適用・不適用については、受発注者間にて協議の上、適用する工種・確認項目を選定することとする。

3. 実施内容

（1）段階確認・材料確認、立会での確認

①受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により取得した映像及び音声を Web 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」を行うものとする。

②確認実施者が現場技術員の場合、現場技術員は使用する PC にて遠隔臨場の映像（実施状況）を画面キャプチャ等で記録し、情報共有システム（ASP）等に登録して保管する。（従来の立会資料の管理と同様とする。）

（2）動画撮影

動画撮影は、撮影者の安全を確保するため、撮影者が移動の際に横転等が考えられるいわゆる「歩きスマホ」（カメラを手に持って歩きながら撮影）での撮影はしないこと。

動画撮影は、静止して撮影又は撮影者のヘルメットや胸ポケットに付ける等の安全に配慮するものとする。

（3）機器の準備

遠隔臨場に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員等と協議し決定するものとする。

なお、配信に利用するシステムは、「パッケージ化したシステム」、「情報共有システム（ASP）」、「Web 会議システム（teams、zoom 等）」等、何れのシステムを利用してよい。

（４）遠隔臨場を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行うものとする。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、監督職員等は机上確認することも可能とする。

なお、本項目は受発注者間で協議し、別日の現場臨場に変更することを妨げるものではない。

（５）フォローアップ調査

工事完了時に別紙様式－１９を監督職員へ提出するものとする。

また、遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示によるものとする。

（６）費用

遠隔臨場にかかる費用については、工事実施に必要な施工管理費として、全必要額を技術管理費に積み上げ計上し、設計変更するものとする。

なお、機器の手配は基本的にリースとし、その賃料を計上するものとするが、やむを得ず購入せざるを得ない機器がある場合は、その購入費に、機器の耐用年数に対する使用期間（日単位）割合を乗じた分を計上するものとする。また、受注者が所持する機器を使用する場合も、基本的には同様の考え方とするものとする。

（７）不正行為

遠隔臨場において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和 7 年 12 月 12 日（国不建第 121 号）」等に従い、監督処分を実施する場合がある。

遠隔臨場の実施にあたり、現場の通信環境が不良と確認された場合は、対応策を検討の上、監督職員と協議を行うものとする。

第 5 5 条 建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

1. 建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

「遠隔臨場を活用した工事検査」は、受注者における「工事検査に伴う移動時間の削減や工事関係書類の簡素化」や発注者（監督職員・検査職員）における「現場実地（現場臨場）の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）と Web 会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査項目を遠隔で行うものである。なお、遠隔臨場による工事検査は、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』の内容に従い実施する。

2. 遠隔臨場を活用した工事検査の対象

遠隔臨場を活用した工事検査は、完成検査、中間技術検査、既済部分検査、完済部分検査における、工事実施状況、出来形、品質、出来ばえの各検査項目を対象とし、以下の表に示す。また、全ての検査を対象とするが、現場条件や、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』『7.3 検査項目の適応性』を踏まえ、従来方法（対面書類検査、現場実地検査）を選択することも可能である。

凡例 ○：遠隔臨場による工事検査の対処

	工事実施 状 況	出来形		品質		出来映え	
	書類	書類	実地	書類	実地	書類	実地
完成検査	○	○	○	○	○	○	○
中間技術検査	○	○	○	○	○	○	○
既済部分検査	○	○	○	○	○	○	○
完済部分検査	○	○	○	○	○	○	○

3. 遠隔臨場を活用した工事検査を適用する検査項目

現場条件により遠隔臨場による工事検査の適応性が一致しない場合も想定されることから、検査項目での適用・不適用については、監督職員が検査職員と調整・決定し、受注者に遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目を連絡する。遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目については、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』『7.3 検査項目の適応性』を踏まえ判断する。

4. 実施内容

（１）技術検査、工事検査での実施

受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）により取得した映像及び音声を Web 会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査を実施するものである。

（２）機器の準備

遠隔臨場による工事検査に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員と協議し決定するものとする。

（３）遠隔臨場による工事検査を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場による工事検査が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で予備日を取り決めて検査日を連絡する。

（４）効果の検証

遠隔臨場による工事検査を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

（５）費用

遠隔臨場による工事検査にかかる費用については、受発注者間の協議を踏まえ、技術管理費に積上げ計上する。なお、監督業務で遠隔臨場を実施する工事については、遠隔検査を行うために追加で要する費用が生じた場合に監督職員と協議するものとする。

(6) 不正行為

遠隔臨場による工事検査において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、『建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和7年12月12日（国不建第121号）』等に従い、監督処分を実施する場合がある。

第56条 契約後VE方式

(定義について)

「VE提案」とは、契約書第19条の2の規定に基づき、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする工事材料、施工方法等に係る設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案である。

(VE提案の意義及び範囲について)

1. 受注者がVE提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のものとする。
2. 以下の提案は、VE提案の範囲に含まないものとする。
 - (1) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案。
 - (2) 契約書第18条に規定された条件変更等に該当する事実との関係が認められる提案。
 - (3) 提案の実施に当たり、関係機関協議等、第三者との調整等を要する提案。

(VE提案書の提出について)

1. 受注者は、前項のVE提案を行う場合は、次に掲げる事項をVE提案書（別紙様式ー1～4）に記載し、発注者に提出しなければならない。
 - (1) 設計図書に定める内容とVE提案の内容の対比及び提案理由
 - (2) VE提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）
 - (3) VE提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠
 - (4) 発注者が別途発注する関連工事との関係
 - (5) 工業所有権等の排他的権利を含むVE提案である場合、その取扱いに関する事項
 - (6) その他VE提案が採用された場合に留意すべき事項
2. 発注者は、提出されたVE提案書に関する追加的資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。
3. 受注者は、前項のVE提案を契約の締結日より、当該VE提案に係る部分の施工に着手する35日前までに、発注者に提出できるものとする。
4. VE提案の提出費用は、受注者の負担とする。

(VE提案の審査について)

提出されたVE提案は、施工の確実性、安全性が確保され、かつ設計図書に定める工事の目的物と比較し、機能、性能等が同等以上で経済性が優位であると判断されるものについては、VE提案として採用することを原則として審査を行い、当該提案の採否を決定す

るものとする。

(V E提案の採否等について)

V E提案の採否について、原則として、V E提案の受領後14日以内に書面(別紙様式ー5)により通知するものとする。ただし、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。また、V E提案を採用しなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

(V E提案を採用した場合の設計変更等について)

1. V E提案を採用した場合において、必要があるときは、発注者は設計図書の変更を行わなければならない。
2. 前項の規定により設計図書の変更が行われた場合において、発注者は、必要があるときは請負代金額を変更しなければならない。
3. 前項の変更を行う場合においては、V E提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額(以下「V E管理費」という。)を削減しないものとする。
4. V E提案を採用した後、契約書第18条の条件変更が生じた場合、発注者がV E提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。なお、V E管理費については、原則として変更しないものとする。

(V E提案の活用と保護について)

評定の結果、当該V E提案内容の活用が効果的であると認められた場合は、他の工事においても積極的に活用を図るものとする。その場合、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、当該権利の保護に留意するものとする。

第57条 生産性向上チャレンジ工事

1. 試行の実施

本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組みを推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。

2. 試行の内容

工事契約後、受注者は、当該工事において、省人化等の生産性向上に資する取組みを実施することができる。

本取組みを実施する場合は、施工計画書に「生産性向上チャレンジ工事」の項目を設け、①取組内容、②期待される効果等を明記するものとし、完成検査までに実施内容及び効果を報告するものとする。また、期待される効果等について、人員削減や作業時間削減等の定量的な効果を記載できる場合は記載することとする。

なお、「技術提案で提案済みの内容」及び「特記仕様書第52条新技術活用「新技術の定義」」において採用した取組については本試行の対象外とする。

3. 工事成績評定

施工計画書で位置づけられた「生産性向上チャレンジ工事」の取組の履行が確認できた場合は加点を行うこととする。

4. 本試行に係る費用については、原則、受注者負担によるものとする。

第58条 出来高部分払方式

本工事の部分払は、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すため、「出来高部分払方式実施要領」〔国土交通省 HP https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000052.html 参照〕に基づき行うものとする。

第59条 直轄土木工事における賃金・労働時間等の実態調査（試行）

1. 本工事は、受注者の協力の下、賃金・労働時間・労務費（以下「賃金・労働時間等」という。）の実態を調査する試行工事である。
2. 受注者は、契約締結後、賃金・労働時間等の実態調査に協力する意向がある場合には、実態調査に協力する工種・種別・細別（以下、「工種等」という。）を発注者へ報告するものとする。
3. 発注者は、実態調査に協力する工種等の報告を受けた工種等より調査対象を選定するとともに、調査対象工種等の施工が完了した後、受注者は、別途監督職員より通知される実態調査要領に基づき資料を提出するものとする。
4. 発注者は、提出された資料をもとに賃金、労働時間等の実施率・達成率を算出後、積算上の作業時間を示した資料を提出するとともに、賃金、労働時間等の実施率・達成率を工事完成検査後に受注者、下請業者（注文者）、下請業者（使用者）に通知するものとする。

第2編 土木工事共通編

第1章 総則

第60条 建設業担い手確保・育成貢献の取組

受注者は、自ら立案実施した建設業担い手の確保・育成に関する取組について、工事完成時までに**様式—1**及び**様式—2**により、監督職員に提出することができる。

第61条 現場技術員

本工事は、現場技術員の配置対象工事であり、現場技術業務を委託する予定である。
なお、本工事を担当する現場技術員の氏名は、別途監督職員より通知する。

第62条 施工体制調査員

本工事は、現場における施工体制の点検補助業務を委託する予定である。

また、本工事の施工体制の点検を担当する施工体制調査員の氏名は、別途監督職員より通知する。

なお、施工体制調査員は、工事の情報共有システム（ＡＳＰ）により電子書類を閲覧し、点検を行うため、施工体制調査員を情報共有システム（ＡＳＰ）のユーザーに登録するものとする。（「閲覧のみ可能」で登録）

第 6 3 条 施工体制の点検

1. 受注者は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成 1 2 年法律第 1 2 7 号最終改正令和 6 年 1 2 月 1 3 日）第 1 5 条 3 により発注者から施工体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではない。
2. 施工体制の点検員は当該工事の監督職員、施工体制調査員及び発注担当事務所の職員である。
3. 施工体制調査員は、業務証明書を携帯し、胸に委託業務名、委託先、業務職（施工体制調査員）、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
4. 当該工事の監督職員及び発注担当事務所の職員は、所属、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
5. 施工体制調査員は、施工体制の点検を行う者で、指示等の権限は有しない。
6. 施工体制調査員は、電子書類の点検を工事の情報共有システム（ＡＳＰ）により「閲覧」し、点検する。
7. 施工体制調査員は、第 1 回目の現地点検は現地で点検するが、以降の点検は、映像により点検が可能な項目は、必要に応じ、工事の受注者が導入しているＷＥＢ会議や遠隔臨場システムを活用し、点検することを可能とする。

ただし、立会や打合せ等においてＷＥＢ会議や遠隔臨場システムを導入していない工事や現地での点検を希望する工事は、従来通り、現地で点検する。

第 6 4 条 品質証明

本工事は、品質証明対象工事とする。なお、提出様式は別紙様式－ 1 2 によるものとする。

第 6 5 条 工事完成図書の納品

1. 本工事は電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「工事完成図書の電子納品等要領(令和 8 年 2 月)：(以下「要領」という。)」に基づいて作成した電子データを指す。

「要領」で特に記載がない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上、電子化の是非を決定する。

なお、電子納品の運用にあたっては、「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】

(令和8年2月)」を参考とするものとする。

2. 本工事は「オンライン電子納品実施要領」に基づき、オンライン電子納品を行うものとする。

オンライン電子納品は、発注者が用意した電子納品保管管理サーバへのオンラインによる納品を原則とする。

なお、オンラインによる納品が実施できない場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。

3. 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。

第66条 技術検査

1. 本工事は、中間技術検査対象工事とし、実施回数は2回以上を原則とする。なお、工事成績優秀企業の適用工事にあたっては、減免することが出来るものとする。但し、低入札価格調査制度対象工事となった工事及び監督強化価格対象工事については、減免の適用の対象外とする。
2. 中間技術検査の実施時期は、完成、既済部分(完済を含む)の検査時期及び当該工事の主要工種を考慮し、施工上の重要な変化点で行うことを原則とする。実施時期は、監督職員が選定するものとし、監督職員は、受注者に対して書面をもって検査日及び検査職員名を通知するものとする。
3. 中間技術検査は、上記を標準として実施することとするが、中間技術検査の主旨を踏まえ、現場条件、工事規模、内容、工期等を考慮して、実施時期、実施回数を変更することが出来る。

第67条 書類限定検査

1. 本工事は、検査に必要な書類を限定し、監督職員と技術検査官の重複確認廃止の徹底及び受注者における説明用資料等の書類削減により効率化を図る「書類限定検査」の対象である。
2. 書類限定検査とは、検査時に下記の10書類に限定して資料検査を行うものとする。

①施工計画書	⑥出来形管理図表
②施工体制台帳（下請引取検査書類を含む。）	⑦品質管理図表
③工事打合せ簿（協議）	⑧品質規格証明資料
④工事打合せ簿（提出）	⑨品質証明書
⑤工事打合せ簿（承諾）	⑩工事写真

なお、以下の工事については対象外とする。

- ・「低入札価格対象工事」又は「監督体制強化工事」は対象外
- ・施工中、監督職員より文書等により改善指示が発出された工事は対象外

3. 実施状況や改善点等を把握するためのアンケートに協力する。

第68条 ウィルス対策

受注者は、電子納品時のみならず、監督職員に工事に関する事項について電子データを提出する際には、ウィルス対策を実施した上で提出しなければならない。

また、ウィルスチェックソフトは常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。

第2章 一般施工

第69条 仮設工

本工事の足場に関する仮設にあたっては、現地の状況を十分把握し、安全性、細部構造等については受注者において十分検討を行い、受注者の責任において決定し、施工するものとする。

第70条 手摺先行足場

枠組足場の設置を必要とする場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン（厚生労働省平成15年4月）」によるものとし、手すり先行工法の方式を採用した足場に、二段手すりおよび幅木の機能を有するものでなければならない。

ただし、これにより難しい場合は監督職員と協議のうえ設計変更の対象とする。

第3編 道路編

第1章 道路修繕

第71条 橋梁付属物工、橋梁補修工及び現場塗装工について

1. 特記仕様書第51条の概算数量について、下記を計上している。

(1) 橋梁付属物工

種別	細別	名称	単位	数量
橋梁用高欄工	橋梁用高欄防護柵(1) 【1mあたり】	土木一般世話役	人	0.2
		普通作業員	人	0.5
	橋梁用高欄防護柵(2) 【1mあたり】	土木一般世話役	人	0.2
		普通作業員	人	0.5

(2) 橋梁補修工

種別	細別	名称	単位	数量
亀裂補修工	亀裂補修 【一式あたり】	橋りょう世話役	人	100
		橋りょう特殊工	人	120
		普通作業員	人	150

(3) 現場塗装工

種別	細別	名称	単位	数量
橋梁塗装工	部分塗装塗替(1) 【1m ² あたり】	橋りょう世話役	人	2
		橋りょう塗装工	人	2
		普通作業員	人	2
	部分塗装塗替(2) 【1m ² あたり】	橋りょう世話役	人	2
		橋りょう塗装工	人	2
		普通作業員	人	2
塗膜除去工	部分塗膜除去(1) 【1m ² あたり】	橋りょう世話役	人	4
		橋りょう塗装工	人	4
		普通作業員	人	4
	部分塗膜除去(2) 【1m ² あたり】	橋りょう世話役	人	4
		橋りょう塗装工	人	4
		普通作業員	人	4

※特記仕様書第49条記載のとおり上記の作業はすべて昼間作業として計上している。

2. 亀裂補修工を除き、施工数量及び施工方法については、引き渡しする詳細設計成果に基づくものとするが、それにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。
3. 上記により難しい場合は監督職員と協議の上、設計変更の対象とする。

第72条 亀裂補修工

1. 利根川新橋については令和3年度に定期点検を実施し、経年劣化等により亀裂の伸展や亀裂箇所が増えていることが予想される。そのため、足場を設置した後、「塗膜割れ有無の確認調査」を行い、点検調書のS判定箇所及び塗膜割れを確認した箇所すべてを対象に「磁粉探傷試験」を実施すること。なお、「塗膜割れ有無の確認調査」及び「磁粉探傷試験」の費用については当初計上していないため、監督職員と協議の上、設計変更の対象とする。
2. 施工箇所及び施工数量については、「磁粉探傷試験」の結果を踏まえ、監督職員と協議の上、決定すること。
3. 亀裂補修に要する設計費用は当初計上していないため、設計変更の対象とする。
4. 上記により難しい場合は監督職員と協議の上、設計変更の対象とする。

第 7 3 条 橋梁工事における足場工の新技術の活用促進について

本工事は、工事契約後に、受注者が現場状況を踏まえたうえで、従来型のパイプ足場にシステム足場等の新技術を加えて、コストのみでなく施工性、工期、安全対策の確実性などを総合的に比較検討したうえで、足場工法の選定を発注者に協議する。なお、比較検討の対象は必ずしも全ての箇所ではなく、現場条件を踏まえ効果的な箇所とすること。また、現場条件を踏まえ新技術の活用効果が明らかに見込めない場合は、比較検討資料の作成等は不要とする。

足場工法は受発注者協議により決定するが、当初設計と異なる足場工法を選定する場合は設計変更の対象とする。

比較対象とする技術は、NETIS掲載技術を基本とするが、NETIS掲載終了技術やその他技術についても対象とすることを妨げない。

第 4 編 その他

第 1 章 その他

第 7 4 条 震災対策

1. 地震発生等の天災に備えて、あらかじめその対応策を定めておくものとする。
2. 地震注意情報等が発令された場合は、直ちに工事を中断し、その情報に応じた適切な保全措置等を講ずるものとする。

第 7 5 条 道路施設基本データの作成

本工事完成時には、以下に示す「道路施設基本データ」を作成し、監督職員に提出するものとする。ただし、本工事に該当しない施設の基本データは作成しないものとする。

なお、完成後でも、発注者は受注者に対して、「道路施設基本データ」の内容について、説明を求める事がある。

1. 道路施設基本データの種類

区分	施設番号	施設名	区分	施設番号	施設名
道路構造	C020	縦断勾配	付属物及び付	E060	道路情報板
	C030	平面線形		E070	交通遮断機
	C050	舗装		E080	I. T. V
	C060	道路交差点		E090	車両感知器
	C070	鉄道交差点		E100	車両諸元計測施設
	C080	歩道及び自転車歩行者道		E110	気象観測施設

	C090	独立専用自歩道	属 施 設	E120	災害予知装置
	C100	中央帯		E130	自動車駐車場等
	C110	環境施設帯		E140	自転車駐車場
構 造 物	D010	橋梁		E150	雪崩防止施設
	D020	橋側歩道橋		E160	落石防止施設
	D030	横断歩道橋		E170	消雪パイプ
	D040	トンネル		E180	ロードヒーティング
	D050	洞門		E190	除雪ステーション
	D060	スノーシート		E200	防災備蓄
	D070	地下横断歩道		E210	共同溝
	D080	道路BOX等		E220	CAB電線共同溝
	D090	横断BOX等		E230	植栽
	D100	パイプガバート		E240	遮音施設
	D120	擁壁		E250	遮光フェンス
	D130	スノーシェルター		E270	流雪溝
	E010	防護柵		E310	防雪林
	E020	道路照明		E320	路側放送
	E030	視線誘導標(反射式)		E330	光ケーブル施設
	E040	視線誘導標(自光式)		E340	道路反射鏡
	E050	道路標識		E350	ビーコン

2. 道路施設基本データの作成は、別に定める『道路管理データベースデータ作成マニュアル(案)』によるものとする。
3. 道路施設基本データは、『道路施設基本データ作成システム』で作成する。
4. 道路施設基本データ作成にあたっての工事番号は、CORINS 登録時の「工事契約コード番号」とする。
5. 現道に係わる工事の施設等で道路管理データベースに登録済みの既往道路施設基本データ、又は他年度に亘る工事及び施工段階毎に工事受注業者が携わる工事(橋梁の下部上部・トンネル等)の部分完成より提出された既往道路施設基本データの関連がある場合は、その箇所・施設を明確にした後、監督職員より台帳等の貸与を受けてから、道路施設基本データを作成する。

なお、貸与を受ける基本データ等及び問合せについては以下に求めること。

宇都宮国道事務所 管理第一課 管理係

6. 道路施設基本データに係わる以下のものを電子データにて提出すること。
 - ①道路施設台帳作成総括表
 - ②道路施設基本データ総括表
 - ③道路施設基本データ一覧表
 - ④道路施設台帳チェックシート
 - ⑤「道路工事完成図等チェックプログラム」によるチェック結果

⑥「電子納品チェックプログラム」によるチェック結果

⑦工事数量総括表

第 7 6 条 道路橋維持管理資料の作成

1. 本工事において施工した橋梁について、施工に関する記録などを保存するため「道路橋関連資料の保存要領（案）」に基づき電子媒体を作成し、監督職員に提出すること。
2. 本工事において作成する資料の対象は、「道路橋関連資料の保存要領（案）」に基づき監督職員の指示によるものとする。なお、作成に要する費用については、当初は計上していないため、設計変更の対象とする。

第 7 7 条 全国道路施設点検データベース（道路橋）への登録について

1. 受注者は、必要に応じ管理運営団体の定める方法によりユーザー登録を行った上で、施工結果等のデータを、全国道路施設点検データベース（道路橋）（以下「点検 DB（道路橋）」）に登録する。

登録するデータは以下の通りとし、事前に監督職員と協議しなければならない。登録するデータに係る権利は、第 7 8 条に定めるとおりとする。なお、点検 DB（道路橋）の管理運営団体に支払う登録料については設計変更の対象とする。

【全国道路施設点検データベース（道路橋）への登録データ】

「補修・補強工事調書の記入要領（案）」に示される補修・補強工事調書データ、および「道路管理データベース データ作成マニュアル（案）」の塗装歴（D019）、補修歴（D01A）データ

2. 受注者は、状況写真や地形図を含む一般図などの画像データ等において、個人情報が表示されないよう加工を施したものを使用するとともに、点検 DB（道路橋）へ登録するデータに個人情報が含まれないことを確認しなければならない。また、登録するデータに個人情報が含まれないことを確認する手法について施工計画書に明記し、個人情報が含まれないことを確認した書類として「別紙ー 7」に示すチェックリストを提出すること。

なお、受注者と発注者の双方がチェックリストにより、個人情報が含まれないことを確認した後でなければ、データ登録を行ってはならない。

第 7 8 条 登録するデータに係る権利について

1. 本工事の成果として点検 DB（道路橋）へ登録されるデータ及びこれに係る特許、実用新案登録、意匠登録等を受ける権利及び当該権利に基づき取得する産業財産権並びに著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む。）その他の知的財産権（ノウハウ等に関する権利を含む。）は、すべて登録・確定と同時に発注者に帰属する。
2. 点検 DB（道路橋）へ登録されるデータに係る知的財産権のうち、受注者又は第三者が従前から保有していた知的財産権が含まれる場合、受注者は、発注者、発注者が指定する者及び点検 DB（道路橋）を利用する者（以下「発注者等」という。）に対し、当該

知的財産権の利用を許諾し、又は許諾させるものとする。

3. 受注者は、自ら（受注者に所属する者を含む。）又は第三者をして、発注者等に対し、点検 DB（道路橋）へ登録されるデータを構成する著作物に係る著作権人格権を行使せず又は行使させない。
4. 前三項の場合において、受注者は、発注者に知的財産権を帰属させ若しくは発注者が適法に知的財産権を行使するため、又は発注者等による点検 DB（道路橋）の運用及び利用のために必要となる一切の手續（第三者からの許諾取得を含む。）を履践するものとする。
5. 発注者及び受注者は、前四項に定める権利の帰属及び不行使並びに手續履践の対価が委託料に含まれることを相互に確認する。
6. 受注者は、点検 DB（道路橋）へ登録されるデータが知的財産権を含む第三者の権利を侵害しないことを表明及び保証し、受注者がかかる表明保証に違反したことにより発注者が第三者から訴訟を提起され又は権利を主張される等の紛争が生じた場合には当該紛争の解決に協力するとともに、発注者に生じた損害、損失及び費用（合理的な範囲の弁護士費用を含む。）について、発注者に対してこれを補償するものとする。

第 79 条 「問合せ番号」及び「路上規制情報システム」

受注者は、「路上規制情報提供システム」への入力を行うものとし、別途監督職員が通知する「問合せ番号」を工事情報看板及び工事説明看板に掲示するものとする。

なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第 80 条 工事現場における説明性の向上

受注者は、事業名、事業の目的・内容・効果、工事名、工事内容、連絡先を記した工事説明書を作成し、近隣住民等から事業内容等の説明を求められた場合は、工事の安全確保に支障のない範囲において、当該工事説明書を配布する等、工事現場の説明性の向上を図るものとする。

また、受注者は工事現場作業員に対し、工事内容及び事業目的・効果を周知するものとする。

以上